

◆◇座談会◆◇

伊方・福島第二原発訴訟 最高裁判決をめぐって

神戸大学教授

立教大学教授

神戸商科大学助教授

阿部泰隆 淡路剛久 交告尚史
<司会>東京大学教授
小早川光郎 高橋滋

一橋大学助教授

●出席者・五十音順●

小早川 去る一〇月二九日に、いわゆる伊方原発訴訟と福島第二原発訴訟の二つの事件についての最高裁判決が下されました。それに先立つて、高速増殖炉「もんじゅ」についての最高裁判決(平成四・九・二三判時一四三七号二九頁)もあり、最高裁判決が次々に出たということになります。ただ、そのうちの「もんじゅ」の判決は、訴訟要件に関する判断が内容でしたが、それに対して、伊方と福島第二の二つの判決は実体判決でありまして、とりわけその意義が大きいと考えられます。そういうわけで、本誌におきましては今回、この二つの判決を中心にして、特集を企画するということで、何本かの論説のほか、この際、従来から原発訴訟に関していろいろ研究され発言をされている方々にお集まりいただいて、座談会を催したいと考えたわけです。

その場合に、今回の判決は上告審ですので、法律論が中心であります。それに

対応して、この座談会も法律学研究者にお集まりいただいて、主として法律学的な側面から問題を考えるという構成になりました。もちろん、判決の内容を見ていくると、もっと突っ込んだ実体に立ち入った判断が本当はあって然るべきだったのかどうか、そういう問題もあるかもしれません。後ほどご指摘いただければと思います。

今日の座談会の進め方ですが、この二つの判決は上告論旨を踏まえて読まないとわかりにくいところもあります。そういうこともあります。多少前置き的な整理をした上でご意見を出していただくほうがいいところもあるかと思いまして、高橋さんには、この判決の背景と論点の整理を特に事前にお願いしてあります。進め方としても、必要に応じて高橋さんにまずそういった趣旨のご発言をいただいた上で、皆様に自由に討論していただくことにしたいと思います。

訴訟の概要と論点

小早川 まず、本判決に至るまでの、

きたいと思います。

原子力施設に反対する各地の訴訟がどういうふうになっているか、その中で本件の伊方・福島第二の二つの訴訟がどういう経緯を辿つてこの判決に至ったのか、そして、この二つの判決の大まかな概要といったことについて、ご説明をいただ

ます。原子力施設反対訴訟について、その概要を紹介させていただきます。訴訟の種類、件数が多いので、一覧表にしてまとめてあるもの(本号三二頁)をご参照ください。

一口に原子力施設と申しましても種類

1993.2.15 (No. 1017)

リスト

行政訴訟、事業者を被告とする民事訴訟と、訴訟の形態もさまざまです。前の点についていえば、先ほどご紹介いただいた「もんじゅ」は、高速増殖炉という新技术の開発のためのものです。また、最近、行政訴訟の提起されている核燃料の濃縮加工施設や、廃棄物埋設施設の構造というものも、商業用の原子力発電所とは異なっているわけです。

原子力施設の安全性に踏み込み、実体的な判断を下した判决は、いままでは、すべて商業用原発に関する行政訴訟についてのものでした。下級審判決としてのは、伊方原発一号炉の地裁・高裁判決、福島第二原発一号炉の地裁・高裁判決、東海第二原発の地裁判決の五例があります。いま小早川先生からご紹介いただきま

原発について上告審の判断が下され、これが、原子力施設反対訴訟について、実体判断を示した初の最高裁判決ということがあります。

次に、伊方原発訴訟・福島第二原発訴訟の経緯についてご紹介したいと思います。伊方原発訴訟は、原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）二三条一項一号に基づく、原子炉設置許可の取消訴訟として、異議申立てののち、昭和四八年に提起されました。松山地裁は昭和五三年、原告の請求を棄却。原告の控訴に対し、高松高裁も昭和五九年、一审の判断を認容してこれを棄却しました。

福島第二原発訴訟も、原子炉設置許可に対する取消訴訟として、昭和五〇年に提訴されたものです。第一審の福島地裁は昭和五九年に、第二審の仙台高裁は平成二年に、原告敗訴の判断を下しました。

また、判断は、法律の委任に基づか



あべ・やすたか 氏

た。両事件とも原告が上告し、今回の最高裁判決へと至ったわけです。

その次は、判断の概要です。その前に、原子力基本法などの関連法令に改正があって、判断の判断は改正前のものに基づいていますので、この点を先に押さえておきたいと思います。すなわち、許可処分の当時は、原子力委員会が原子力行政全般にわたる内閣総理大臣の諮問機関としての役割を果たしていく、原発許可に際し、法令上、内閣総理大臣は原子力委員会の意見を聴き、これを尊重しなければならないとされておりました。

その後、昭和五三年に、原子力安全委員会が原子力委員会から分離創設され、原発許可に際しての意見聴取は、安全全面については原子力安全委員会で行うこととなりました。また、同時期の改正によつて、商業用原発の許可権限は内閣総理大臣から通産大臣に移管され、それまでの訴訟も通産大臣に承継されています。

そこで、まず伊方の最高裁判決です。判決は、第一に、原子力基本法と原子炉等規制法が、住民の参加手続や関連資料の公開を定めていないことは、手続の法定を定めた憲法三条に違反しないし、安全基準の具体的な内容が法律に定められていないことについても、憲法三条違憲の主張を排斥しています。

さらに判決は、原子力委員会の安全審査手続に法令違反はないこと、スリーマイルアイランド原発事故は、処分の際の安全審査の合理性を左右しないこと、安全審査について、調査審議や判断に不合理な点はないこと、以上の三点を指摘します。

福島第二原発訴訟の最高裁判決も、伊方判決と類似の立場をとっています。まず、判決は、伊方判決とほぼ同一の理由

い安全基準に従つて、安全性の判断が下された点に関する、憲法四一条違反などの主張に対しても、原子炉等規制法の規定の仕方は合理性があるとの理由で、主張の前提を欠いているとしています。

第二に、判決は、原発の安全性判断に行政の裁量を認めしたことなど、原判決が行つた司法審査の方法の当否について、原子炉設置許可要件の判断は、専門家からなる原子力委員会の意見を尊重して行われると述べ、原判決の判断を正当とされています。

をもつて、原子力基本法や原子炉等規制法が、憲法三一条に違反するとの主張を排斥しました。

次に、判決は、原子炉設置許可の安全審査は、施設の基本設計に限定されるという立場から、廃棄物の最終処分や使用済核燃料の再処理の方法など、さらに人と機械の接点であるマン・マシン・インターフェイスの問題なども、設置許可段階での安全審査の対象から除外されるとしています。さらに、判決は、許可処分を適法とした原判決に誤りはないなどとしています。

以上が判決の概要です。

小早川 ありがとうございました。い

安全審査の基準と機構

小早川 そこで順序としては、原子炉等規制法二四条一項四号の規定の仕方が憲法三一条に違反しないかどうかという論点が、まず出てきます。これについて

は上告論旨はどういう立場に立っていますか。

高橋 ご紹介します。両訴訟の上告理由とともにこの問題を取り上げていて、いずれも設置許可要件を定めた原子炉等規制法の二四条一項四号は、「原子炉施設の位置、構造及び設備が……災害の防止上支障がないもの」と規定するにとどまつております。そして先の原子炉等規制法の許可要件が、この要請に明白に違反する白地規定に等しい、また、安全審査において基準となつた指針類にも、法的根拠が欠けている、と主張しています。

小早川 ありがとうございます。両訴訟の上告理由も、適正な実体要件の法定が、憲法三一条の要請であり、原子炉等規制法のような白地規定は、明確に禁止されている、と述べているわけ

で、申請書等資料の公開といった問題があり、この点は、先に出された成田新法最高裁判決(平成四・七・一民集四六巻五号四三七頁)に依拠した判断がされていると見えますが、今日はその点は割愛させたいただきたいと思います。

指針等の行政機関の内部基準であるということが、憲法に違反していると主張しているわけです。

より詳細に見ると、福島の上告理由では、憲法三一条が手続のみならず实体面についても適正な要件が法定されることを要求していること、これは行政処分についても適用のあることを、主張しております。そして先の原子炉等規制法の許可要件が、この要請に明白に違反する白地規定に等しい、また、安全審査において基準となつた指針類にも、法的根拠が欠けている、と主張しています。

小早川 ついでに、伊方判決ですとそこの次に出てくる論点ですが、審査基準が内部基準であって、そういうものによつて許可するかしないか決めるのは憲法四一条違反であるかという問題があるようですね。これについても何か、上告論旨と結論づけました。

小早川 ありがとうございます。三条問題と四一条問題とがありますが、考えていく場合には両方が絡まってくるかもしれません。阿部さんは、従来からこの点について論じておられると思いますが、判決について何か……。

阿部 この問題は、授權法律の明確性をどこまで要求するかということにあると思います。ドイツでもそういうことが争われたことがあります。連邦憲法裁判所が一九七八年八月八日、いわゆるカル

両判決の行政手続法的な指示部分も、大変重要で、許可手続への周辺住民の参加、申請書等資料の公開といった問題があり、この点は、先に出された成田新法最高裁判決(平成四・七・一民集四六巻五号四三七頁)に依拠した判断がされていると見えますが、今日はその点は割愛させたいただきたいと思います。

これに対しても、伊方・福島の両判決は第一点として、科学技術は不斷に発展進歩しているから、審査基準を法律で詳細に規定することは困難なだけではなく、進歩への即応性の面から見て不適当であること、第二に、各専門分野の学識経験者を擁する原子力委員会への諮問といふ、慎重な手続も定められていること、を指摘しています。この二つを根拠として、両判決は、原子炉等規制法の許可要件が不合理、不明確であるなどとする上告理由の批判は当たらないとして、憲法三一条違反の主張はその前提を欠く、と結論づけました。

小早川 ありがとうございます。三条問題と四一条問題とがありますが、考えていく場合には両方が絡まってくるかもしれません。阿部さんは、従来からこの点について論じておられると思いますが、判決について何か……。

阿部 この問題は、授權法律の明確性をどこまで要求するかということにあると思います。ドイツでもそういうことが争われたことがあります。連邦憲法裁判所が一九七八年八月八日、いわゆるカル

伊方の上告理由も、適正な実体要件の法定が、憲法三一条の要請であり、原子炉等規制法のようないくつかの規定は、明確に禁止されている、と述べているわけ

です。

これに対して、伊方・福島の両判決は第一点として、科学技術は不斷に発展進歩しているから、審査基準を法律で詳細に規定することは困難なだけではなく、進歩への即応性の面から見て不適当であること、第二に、各専門分野の学識経験者を擁する原子力委員会への諮問といふ、慎重な手続も定められていること、を指摘しています。この二つを根拠として、両判決は、原子炉等規制法の許可要件が不合理、不明確であるなどとする上告理由の批判は当たらないとして、憲法三一条違反の主張はその前提を欠く、と結論づけました。

小早川 ありがとうございます。三条問題と四一条問題とがありますが、考えていく場合には両方が絡まってくるかもしれません。阿部さんは、従来からこの点について論じておられると思いますが、判決について何か……。

阿部 この問題は、授權法律の明確性をどこまで要求するかということにあると思います。ドイツでもそういうことが争われたことがあります。連邦憲法裁判所が一九七八年八月八日、いわゆるカル

1993.2.15 (No. 1017)

ジャーリスト

は、科学技術の発展という要請も考えて、ある程度抽象的規定もやむを得ないという趣旨のこと述べています（阿部泰隆・国土開発と環境保全（日本評論社、一九八九年）三二二頁参照）。

日本の場合でも、一方ではこのように国民の生命健康にも大きな影響がありそうな、極めて重要な問題については、立法者はできるだけ明確に規定すべきだと、考えられます。しかし、他方では立法者の能力と技術の発展を考えると、差し当たり法律自体は抽象的で、国会が原則的な決定をするだけで、その先は行政部門で決定するというのは、少なくとも解釈論として違憲とまでは言えないとは思っています。

立法論としては、その場合には政令や省令でできるだけきちんと書くこと、その手続についても、アメリカのルールの一部のような、かなりオープンな手続で決めて、原子力発電所の安全性について危惧する立場の人の意見も取り入れるといふか、そういう意見にさらされた上で、ルールを作ることが本来は必要であると思っています。

小早川 判決の立場はどうなのでしょうか。憲法三一条で何らかの程度の要件の明確性は要求されるという、そういう憲法解釈論が前提なのでしょうか。

阿部 判決は、この場合は別に一般論をしているわけではなく、専門家の判断

に委ねてから憲法三一条や四一条の問題は起きないという趣旨ですね。

高橋 「前提を欠く」という表現をみると、判決は、そのような趣旨ではないかと思います。

阿部 専門家の判断であれば、それが

公の場で論争にさらされなくて、一方的に決められても構わないのかという問題があつて、本来ならばというか、立法論としては専門家の判断であつても、そのルールを決定するプロセスにおいて、疑問とする立場の人からの意見にさらされ、公の議論をした上でルールを決めることが必要であろうと思つていますが、それが解釈論として違憲と言えるかどうかということになると、私としてはまだ躊躇しています。

淡路 判決が言うように、審査基準を

法律で詳細に定めるとか、法律が委任した規則なりで、詳しく定めるということは、かなり困難かも知れません。しかし、それは一つの方法で、一般的にはその方が望ましいと言えると思いますが、そうでないといけないかどうか。現在やっているように、審査委員会を作つてそこに調査・審議させるというやり方でいけないか。そのような方法もあり得ると思います。

前者の方法を取らなければ憲法問題が起ころうとして、後者では駄目だとは一概に言いつれないと思いますが、そうなると今

度は、人の生命、身体にかかる問題ですから、調査審議をする委員会の構成なり、委員の選び方なり、判断の仕方がどうなものとして規定されているかということが、ものすごく重要な意味を持つことから、その手続的方式の方が、周辺

つまり、実体的な基準を明確化しないで、手続的方式で審査しようというわけですから、その手続的方式の方が、周辺の住民なり、四号の災害の防止上支障がない形で審査できるように、審査委員会をきちつと作ることが必要だと思います。原子炉等規制法の旧法は、そもそもそういう視点がなく、原電力委員会といふ開発を進める委員会の中の安全審査専門委員会で、やついたわけです。それが法改正され、現在は安全委員会が設置されました。

問題は、かつての安全審査専門委員会あるいは現在の安全委員会の委員が、原子炉の安全性をめぐって科学的にいろいろな議論があるのを集約して、それぞれの意見が委員会の中に入ってきて、調査・審議されるような仕組みになつているかの視点がすごく重要だといふことです。そうなつていなければ憲法違反になるかどうかは、いま阿部さんが言われたとおり、必ずしもよくわかりませんが、少なくともそういうものは要請されることは言えるのだろうと思います。

伊方の一審の判決の段階では、安全専門委員会の審議の仕方は非常にすんだあつた、ということが主張の中で出てきていましたし、認定事実の中でも出てきていましたが、そういうずさんな方式であったら、法律できちつと基準を定めたものに置き代わる制度と言えるかというと、これは甚だ疑問だという感じがします。

交告 阿部先生のご発言に関連して申し上げます。阿部先生が、政令あるいは省令のレベルで決めるべきだと言われましたが、これはかなり重要な意味を持つていると思います。現行の指針類を見ると、必ずしもこの指針どおりに審査しなくてもいい、ということが必ず謳つてあります。

つまり、科学技術の進歩に応じて新しい知見が出てきた場合は、この指針内容に勝るのであればそれに従つていいといふことが謳つてあるわけで、そういうことを考えると、政令、省令のレベルに上げた場合に、そういう柔軟性を持ったものとして、規律でできるかどうかという問題を考える必要があると思っています。

私も、政令、省令のレベルで決める部分はあると思っていますが、どこまで政令、省令で決めて、どこまで内規に落とすかということを、じっくり考える必要があるかと思っています。

もう一点、これはお伺いしたいのです。



あわじ・たけひさ 氏

が、指針類の中で線量限度を定める告示ですけれども、あれは他の指針類とは別個に考えなければいけない気が私はしています。というのは、あれはそんなに科学技術の進歩への即時対応性というほどのこともないと思うのです。

I C R P (International Commission on Radiological Protection: 国際放射線防護委員会) の勧告に従つて変えられますが、そんなにスッと対応していかなければいけないというものではないと思いますので、あれは別個に考えるべきだと思ってます。

阿部 いまの話は、政省令でルールを決めた場合は、科学技術の発展を考慮できない、かえってマイナスになることもあります。あれば別個に考えるべきだと思ってます。

阿部 いまの話は、政省令でルールを決めた場合は、科学技術の発展を考慮できない、かえってマイナスになることもあります。あれば別個に考えるべきだと思ってます。

淡路 いすれにしても、年に何百件とか何千件許可申請が出てくるという話ではないのですから、政省令で対応できないといふことはないと思います。問題は政省令で対応できるかどうかでなくて、法律とか政省令で対応すべきかどうかといたことで、そうではないと最高裁は言っているのですね。そこが問題なのではないですか。

高橋 この問題については、学習院大学の高木光教授が論文にお書きになりましたし、私も書きましたが、その中で私が主張いたしましたように、いわゆる価値判断にかかる抽象的な部分と、それを具体化する専門的な部分を分けるやり方で対応する、という方法はあり得ると思います。

高橋 この問題については、学習院大学の高木光教授が論文にお書きになりましたし、私も書きましたが、その中で私が主張いたしましたように、いわゆる価値判断にかかる抽象的な部分と、それを具体化する専門的な部分を分けるやり方で対応する、という方法はあり得ると思います。

小早川 ただ、現在の、特に原子力安

全委員会設置後の現行の体制の考え方か

らするはどうでしょうか。政令なり省令

なりで、ということとは、内閣なり内閣總

理大臣なり通産大臣なり科学技術庁長官

なりが、ルールを決めるということにな

りますが、それはいまの制度の考え方か

違うのではなかろうかと思います。最高

裁が言っているように、良くも悪くも

専門家に決めさせるというのがいまの建

前であって、原子力委員会と原子力安全

委員会がそれを代表するということにな

っていますのではなじょうか。その原

子力安全委員会の審査会が審査基準を立

てる、ということがいまの制度の論理に

合っているのだろう。しかし、それがい

いかどうか。専門家に全部任せてそれで

いいのかというのが、先ほどの阿部さん

の問題提起であったと思います。

阿部 許可のほうはなぜ通産大臣の権

限になつてているのでしょうか。原子力安

全委員会の許可制になぜしないかと疑問

に思いますが、その意見を聞いて通産大

臣が許可不許可を決めるということです

から、規則も原子力安全委員会の意見を

聞いて決めるとすればいいのです。大し

た違ひではないのです。

置き代えてよいということに、この判決の一つの言い方があるわけです。その点を一体どう考えるべきかが問題だと思います。

小早川 ただ、現在の、特に原子力安全委員会設置後の現行の体制の考え方か

らするはどうでしょうか。政令なり省令

なりで、ということとは、内閣なり内閣總理大臣なり通産大臣なり科学技術庁長官

なりが、ルールを決めるということにな

りますが、それはいまの制度の考え方か

違うのではなかろうかと思います。最高

裁が言っているように、良くも悪くも

専門家に決めさせるというのがいまの建

前であって、原子力委員会と原子力安全

委員会がそれを代表するということにな

っていますのではなじょうか。その原

子力安全委員会の審査会が審査基準を立

てる、ということがいまの制度の論理に

合っているのだろう。しかし、それがい

いかどうか。専門家に全部任せてそれで

いいのかというのが、先ほどの阿部さん

の問題提起であったと思います。

阿部 許可のほうはなぜ通産大臣の権

限になつてているのでしょうか。原子力安

全委員会の許可制になぜしないかと疑問

に思いますが、その意見を聞いて通産大

臣が許可不許可を決めるということです

から、規則も原子力安全委員会の意見を

聞いて決めるとすればいいのです。大し

た違ひではないのです。

ジャーリスト

1993.2.15 (No.1017)



こうけつ・ひさし 氏

小早川 二四条一項のうちでも三号とか、要件によって問題の性質が違うわけですか。

淡路 何と何が大した違ひじゃないのですか。

阿部 いま小早川さんが言われたのは、専門家に委せるのだから原子力安全委員会に規則制定権を認めたらというこ

とだと思いますが、その判断を尊重して通産大臣が決めるのと、実際に変わりないし、許可のほうはそうしているのですから、規則や目安のほうでも、原子力安全委員会の意見を尊重して通産大臣が決める、そして省令にてもよいわけですね。アメリカ流ですけれども、ルール設定の時に少しオープンにして、皆さんの意見を聞くというような形の立法が、本当は望ましいということです。

小早川 どちらがいいかという問題はあると思います。ただ、原子力安全委員

会は単なる諮問機関ではないと思うのです。安全委員会が安全でないと言ったものをひっくり返して科学技術庁長官なり

通産大臣が許可を与えるということは、現行法ではあり得ないと思います。

阿部 それはそうですけれど。

淡路 問題はコントロールの問題だと思います。つまり安全審査を誰かに白紙で任せてしまつていいのかどうか。法律で決めれば国会でコントロールされるし、そうでない場合にいろんな問題が起こってくるわけです。つまり政省令レベルで、誰がどういうふうに安全審査をコントロールするかということです。

現在は、原子力委員会（現在で言えば安全委員会）が調査審議をしているわけでも、基準を作るだろうし、調査審議もするだらうと思います。しかし、安全審査に疑義があるような場合にどうするかであると思います。ただ、原子力安全委員

得ます。委員の選び方、審議の仕方、審議の判断になつたデータの取り方など、いくらでも問題は起つて得るわけで、安全審査をコントロールし、疑義がないようするためには、一体どういう手続でやるべきかというのが問題で、現在の安全委員会のやり方で、法律で基準をきちっと定めたものに置き代わるものになり得るかどうか。なり得るとしたらその条件は何かということが、最高裁の議論に立った場合に、次の問題として出てくるのではないかという気がします。

小早川 いまの点は、次の論点である

安全性判断と司法審査

小早川 次の点に移ります。特に伊方のほうの判決は、実体問題についての判断の前提として、許可の際の行政庁による安全性判断がどういう特質を持つていいかを言い、それを前提にして、司法審査のあり方はこうあるべきだということを言つていて見えますが、これもいろいろな読み方があり得ると思います。この点についての從来からの議論の流れとも噛み合させて、ここでも高橋さん、どういう点が問題なのかを最初にまとめて指摘していただければと思います。

高橋 まず順番に、「安全性判断の特質の捉えかた」ということで、判決は

司法審査のあり方とも関係すると思います。今度の最高裁判決で、専門家からなる機関の判断を非常に重視して、それに少し寄りかかり過ぎではないかという意見を入れているわけで、その点は次の話になりますけれども、進歩と言えば進歩だと思います。そこは両面があるという気がします。

次に、判決は、裁判所による具体的な審査のあり方として、現在の科学技術水準に照らして、調査審議で用いられた審

査基準に不合理な点があり、あるいは調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤欠落があり、被告の判断がこれに依拠してされた場合に、設置許可は違法になると言っています。この説示をどのように理解すべきかということも、問題になるかと思います。

第三に、この説示の中で、判決は合理性の有無について、現在の科学技術水準が判断の基準になると明言していますが、下級審判決や学説で意見の分かれている点に関して、最高裁の示した判断として注目すべきものだらうと思います。

第四が、立証責任の分配の問題です。判決は、被告の判断に不合理な点があることの主張立証責任は、本来、原告側にあるが、資料をすべて被告が保持していることを考慮すると、被告の側で被告の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき、主張、立証する必要があり、被告がこれを尽くさない場合に、被告の判断に不合理な点のあることが、事実上推認される、と述べています。

この説示が、主張立証責任に関してなされたことは明らかですが、最近、主張立証責任の配分に関連して、主張立証の必要性の観点を重視する傾向がでまいりました。そこで、判決が、主張立証責

下級審の判断との関係はどうなのかという点が、問題になると思います。
小早川 この点についても、皆さん

裁量論との関係

交告 裁量性審査の問題ですが、結局、従来の行政法で言っている裁量論との絡みがよくわからないのです。下級審の裁判例をよく読んでみると、どこが裁量なのかということがよくわかりません。最初のところに裁量に関する一般論が出てくるだけで、後のほうには何が裁量かということはほとんど出てこないのです。ですから、いままでの議論との絡みということがよくわからないと思いま

えば伊方の場合だと、部分部分の実験とコンピュータのシミュレーションでうまく稼動することが確認されたということが、被告のほうから言われたわけですが、原告からしてみれば、その程度では実証があるとは言えないわけです。これは部分部分の実験とコンピュータのシミュレーションが行われて、うまく稼動するであろうという判断が成り立つた、

この結び付き具合について、裁判官が果たしてどういう評価を下すことができるかという問題になってしまいます。

多くの問題について、同じような状況が生まれると思います。これが従来の裁量論とどういう関係になるのかが、私自身はよくわかりません。むしろ裁量論と言う必要はありませんのではないかと思うかという問題だと思います。例えば、

ECCS (Emergency Core Cooling System ...非常用炉心冷却系) の実証性というのなどの事件でも問題になっていますが、これと一体どこが従来の裁量の理論で説明できるのか、私自身はよくわかりません。

いや問題になっているのは結局、例

れぞれご意見があると思いますが、いかがですか。

もしそういう言葉を使わないで司法審査をするという場合に、いろいろな司法審査の仕方があります。例えば全く違ったフレームを原告側が作ってきて、それで見たら安全ではないのか、とう争い方もあり得るわけですが、これには、裁判所としてはのりにくいだろうと思

思います。

安全審査をまかされている委員会があつて、調査審議するための具体的な審査基準というのがあって、それに基づいて安全だと判断したという場合に、その争い方には、二つの形があり得ます。一つは、審査基準自体が駄目だということ、もう一つは審査基準を適用して出てきた結論の出し方、推論の仕方が駄目だということの両方しかありません。最高裁は、安全審査会で相当の手続でやっているので、したがってそれに則って司法審査をす

る、というふうに言つたのだと思いますが、その時に、裁量という言い方をしなかつたこと 자체非常に重要なと思うのです。

このやり方だと、行政手続に則った形にはなりますが、もう一回追試してみる

リスト

1993.2.15 (No. 1017)

ことが可能になると思います。つまり、審査基準について、例えばECCSが働かないとか、蒸気発生器細管が破損し易くなります。ということは、下級審で從来言つてた専門技術的裁量論とは、一步違ひを出したと見るべきではないかといふ気が私はしていますが、行政法の人はどうお考えですか。

高橋 審査の仕方ですが、一方では審査基準の合理性の審査ということを述べ、他方で基準の適用の過程における調査、審理及び判断の過程については、看過し難い過誤欠落があるかどうかを審査する、と判决は述べているわけです。つまり、基準自体の審査と基準の適用の審査とを区別する言い方をしているところが見受けられます。その辺に、審査基準を重視するという最高裁の考え方が出ているように思われます。

淡路 看過し難い過誤欠落というのは、相當にミスが大きいという場合に、行政法上使うことばですか。「許し難い」という感じでしょうか。

小早川 これはどうでしょうか。最高裁のいままでのいわゆる一括弧付きでこのよきな言葉を使いますけれども、「裁量審査」についての判例には、こういう表現はなかったのではないですか。ここで新たに作ったのではないかと思ひ

ます。ですから、まさにお二方が言われたように、これは、ある程度の誤りがありそうでもそれは目をつぶるという從来の意味での専門技術的裁量の尊重ということなのか、それとも単に結論に影響しそうなという意味で、「看過し難い過誤欠落」と言つていてのであれば、これは裁判所が追試しているということにもなるわけです。途中の計算ミスがあつても結論に影響はないということであれば、それは取り消す必要はないわけですが。そこは両方の読み方があると私も思いますが。

高橋 付け加えさせていただければ、後の立証責任のところで、不合理な点があるかどうかの点については、本来、原告が主張立証責任を負うと述べていることをみると、判决は、裁量の逸脱の立証責任と平仄を合わせたのだ、とする見方も成り立ちます。したがって、その辺は読み方が難しいと思います。

交告 その点、伊方のほうの読み方ですが、「本来、原告のほうが負うべきである」と言つているその「本来」は、なぜ本来なのかということはどうですか。専門家の能力を尊重しているシステムだからということはないですか。

淡路 ですから、安全上問題点ありと云うのと、あるいは言い換えていいのかどうか。この判断がそういう意味で、この判决がそういう意味で言つていいのかどうか。

小早川 私もそのところがわかりません。裁量審査の基準と言ふ場合に、憲法訴訟理論の影響の下に「不合理性の審査」ということが行政裁量についても言われることがあります。その場合は合理的か不合理かというのかなり緩やかなもので、ある程度までは行政庁の判断を追認するというつもりで言つてあるわけですが、この判断がそういう意味で言つていいのかどうか。

淡路 ですから、安全上問題点ありと云うのと、あるいは言い換えていいのかどうか。この判断が行政の合理的かという問題だと言つたことがあります。それを裁判所との関係で見れば、裁判所はもう介入しないといふ意味で、裁量を認めたのだと私は理解しました。なお、内閣総理大臣の合理的判断に委ねるという表現をしていますが、これ 자체は言葉としては当たり前で、不合理な判断に委ねることなし、合理的な判断なら承認せざることはないということで、それ自体に対しても異

議はないと思います。

むしろ、専門裁量を認めるべきなのかどうかが、一つの重要な問題ですが、そ

審査基準の適用・外部効果



こばやかわ・みつお 氏

阿部 最初に淡路さんも言われたように、基準の適用の話ですと、基準に不合理な点があれば、それに依拠してなされた許可は違法になるという趣旨のようなので、行政内部で決めた基準に、行政処分の違法の効果をもたらすという、いわゆる外部効果を認めたということです。一つの新しい判例と言えると思います。

伝統的にも、通達違反の行政処分は違法かという議論をされて、原則は違法ではないはずであるが、違法になることはあると言わっていましたが、いわゆるマクリーン事件の昭和五三年一〇月四日最高裁判決(民集三二巻七号一二二三頁)では、そういう内部基準に違反しても、処分は違法にならない(阿部泰隆「行政の法システム」(下)(有斐閣一九九二年)六六六頁)と言っていますので、この判決は新しい考え方をきちんと出したと読んでもいいのだろうと思います。

基準の適用で、「看過し難い過誤欠落」の意味は本当にわかりませんが、おそらくは、こういう複雑な過程を辿つて決められる許可処分の場合には、必ず途中で多少のミスはあるので、軽微なものは結果には影響しないものとして扱い、とにかく許可するわけにはいかないというような何か大きいものだけは違法にすると

いう意味で、「看過し難い」という表現を使っているのだろうとは思います。私も手続のことでは、取消事由に当たるずさんさの程度として、小さなものは不問にするしかないし、ある程度数について、行政過程が全体として正常性を欠くような場合に、瑕疵があると述べたこともあります(阿部・前掲「国土開発と環境保全三二八頁」)。この判決についてはこの抽象論では賛成します。ただ、具体的にその適用のところで、意見がかなり分かれのではないかという気がしています。

専門家の裁量との関係では、専門家の判断だから尊重しようというのがこの判断のトーンですが、先ほどから淡路さんが言っているように、専門家の判断といふものは、吟味を経なくとも本当に尊重に値するかと言うと、専門家でも原発推進側の人たちは往々にして先入観で調査することを怠っているとか、多数の人のが判断していると言ふけれども、それぞれの問題はたった一人で判断しているとか一人で判断するところを担当の学者が欠席しているとか、お互に仲間のみは見て見ぬ振りとか、専門家でも組織の病理ということもありますから、専門家の判断でも、疑つてかかることが必要です。

法律の問題で、法律家が言つたから全部信用せよなどと言つたら、法律家など馬鹿だと言われるに決まっているわけで

す。だからこそ法律家の間の争いを裁く制度が必要なのです。物理学者が、原子力安全委員会に属している人が絶対安全だと言うから安全だとしたら、これまたおかしいのは当然なのです。ですから、専門家の判断だと言つて直ちに尊重するのは妥当ではないわけです。

公取委でさえ、あれだけの組織でやっているから実質的証拠の法則が認められ立性も弱く、組織も弱体のはずですから、実質的証拠の法則に近いような専門裁量を簡単に認めるべきではありません。少なくとも、やはり安全でないと思う学者の人たちと論争して、本当に専門家と言われる人の判断のほうがより合理的だということを、我々に納得いくように示してはじめてそれは専門家の裁量として、尊重できることになるだらうと思います。

そのプロセスを経ないで、上告で非常事をしていないことについて一切返事をしないで、原審どおりと言われて、も、尊重に値する専門家の裁量があるのかどうかさっぱりわからないという気がします。

淡路 いま言われた点は、先ほどの第一点目の論点にかかる論点です。私もその先是いま阿部さんが言われたように言つたかったのです。つまり、基準に置き換えるというなら、いまのような委員

1993.2.15 (No. 1017)

シナリスト



たかはし・しげる 氏

会の構成なり運用なり、その問題をもう少し考えなくていいのかということです。阿部さんがいま言われましたので、その点についての問題はこれ以上ふれません。

それから、阿部さんの最初のほうのご指摘ですが、内部的な基準違反を違法と認めたように見えますが、実はこの判決の論理から言えば、基準が不合理か、あるいは基準の適用が不合理かという推論過程を通して、二四条一項四号の安全上問題がある、災害防止上問題がある、したがって違法になる、という結論になるので、直ちに内部的な規則違反が違法になるというふうに読まなくとも良いのではないかでしょうか。

交告 通達に反したことによって違法といふのでなくして、通達に反したことが判断過程に不合理性をもたらして、それが二四条にフィードバックして違法だと

いう趣旨ですね。

小早川 課税処分の場合に通達の問題というのは表面に出でこないとされていましたが、裁判所がその場合にはどのように審理するかというと、年間の所得がいくらであるということを、直接に証拠に基づいて審理するわけです。それに対してもこの判決が考えていたのはそうではなくて、裁量と言ったかどうかはともかくとして、現行制度の思想からすると裁判所は自分の立場で安全性を判断すべきではなく、原子力委員会もしくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議・判断を基にしてされた行政の判断に不合理な点があるか否かをなぞってみるべきだ、と言っているわけです。そのなぞり方として、専門家はどうやつたかというと審査基準を立ててそれを当てはめているわけだから、二段階あるだろう、審査基準が合理的か、当てはめないし運用が

合理的か。そのどちらかがおかしければ、判断が不合理だということになつて、裁判所としてもその判断を認めるわけにはいかない、というのではありますか。

そのようにみれば、それが一種の事実認定の問題なのか、それとも法の解釈・認識の問題なのか、それともまさに裁量権なのかという、その三つのどれかといふ問題はあると思いますが、私は、従来のような裁量とは違う、裁判所が法定の要件が満たされているかどうかを見る、しかし、独自の見方で見るのではなくて、行政の判断過程を追いかけていく形で見るのが、裁判所はそのような方法を自らに課しているのです。

淡路 外部効果と見る見方もあるだろうし、私とか小早川さんの言ったような形を通せば、結局はストレートにではないうが、法規違反のところに持つていつて、違法だと言っているとも理解できる。

小早川 基準を通してしか法規違反の有無を見ない、基準がいいかどうか、基準をよく運用したかどうかと、その二面的なコントロール以外には、法規違反を裁判所が問題にする道はもうない

……。

阿部 これは判決が処分時か判決時か、どちらの基準で行くかという点について答えて、「現在の」といつているわけではないのでしょうか。もし、判決時とされるなら、この事件では、許可時と判決時とで、科学技術が発展して、結論が左右されているのか、それを当事者がどう主張したかというのをご説明いただい

「現在の科学技術水準に照らし」

淡路 「現在の科学技術」というのは、「現在の」と言っていて、「過去つまり処分時のこと」と言つても駄目だ」とまで言つてゐるのかどうか、そのご説明をいただくと助かるのではないかと 思います。

高橋 それはご指摘の通りで、上告理由の中では、この点を明示的にとりあげて問題にしている箇所はありません。

小早川 ただ、上告理由が問題を提出しなかつたとしても、裁判所は眞面目に答えるとすれば、「現在の」と言わざるを得なかつたのではないかと思うのです。というのは、審査基準そのものの合

理性を見ると言っているわけですが、安全専門審査会の専門家がかつてある時点において立てた審査基準が、その時点においてすでに不合理だったということはなかなか言いにくいだろう……。

阿部 両方あって、許可時の基準が当

時の最高の学問水準に照らしても不合理だった場合と、許可時の知見としては、最高の学問水準に照らしても不合理ではなかつたのが、より学問が進歩して、いまの知見では不合理になつたという場合もあり得るわけですね。

小早川 原子炉の許可というのは、案件がたくさんあって、あらかじめ基準を立てておいて、それをたくさん事件に適用するというわけではなく、ある型の原子炉の申請について、基準を立てるわけでしょうが……。

阿部 処分時のときの知見と、今の知見とで進歩があつた場合に、どちらの知見を基準に許可の適法違法を判断するのかという問題は、直接には論点になつてないのではないか。論点になつてないのではないかと答えているのですかね？

淡路 処分時とわざわざ言つていなくて、「現在の」と言つていて、現在といふのは広い意味での現在という、一般的、抽象的な名詞として使つているのかもれませんけれども。

ただ考えてみると、例えば、処分時と現在の知見で、この炉は危ない、この点

の審査基準は危ないということが、どこかで事故があつてわかつて、裁判所がそれを問われたときに、「あのときはそんなのは分からなかつたから、いいですよ」と言うかというと、それは難しいのではないかと思います。

高橋 それは、福島訴訟の一、二審でもかなり議論になつています。

淡路 そうすると、「現在の」というのは、口頭弁論終結時といったふうに読みこむことはできないのですかね。

阿部 もしそういうつもりなら、裁判所は「原審の口頭弁論終結時ににおける」とか、何か言うはずで、言わないところを見ると、裁判所がそこまで意識した文章なのかという点については疑問があります。もし裁判所が判決時か処分時かを考慮して、「現在の」という言葉を使つたとすれば、それでどう違うかというの

一般論としては、不許可処分取消訴訟などでは、違法判断の基準時は処分時だという人が多いのです。しかし、義務づけ訴訟と同じく、判決時だと言う人もいるわけです。日本では必ずしもその決着は付いていません。そういう問題について、そんなにサラサラと決着を付けると

いうことはまずあり得ないとと思うのですが、それは分からなかつたから、いいですよ」と言うかというと、それは難しいのではないかと思います。

かが先で、原審でそこまで出したのかで事故があつてわかつて、裁判所がそれから説明していただくとわかるのですが。

小早川 実益はあるのではないかなと思います。

阿部 もし最高裁が実益を意識して判示したと読み込むのなら、実際にどんな利益があったかと、具体的に提示して言わないといけないのではないかと思います。

小早川 審査基準のほうから言いましょうか。審査基準を専門家が立てる場合には、一定のデータと自分の知見に基づいて基準を立てるわけです。この判決は、その基準の良し悪しについて、当該専門家が使つた材料だけを使って裁判所が追試をしろ、ということとは言つていい。「現在の」というのは、そうではないということを言いたいのだと思いません。審査基準の合理性を審査する場合には必ずしも当該専門家のやつたやり方に拘束される必要はない、それはあとから別の専門家が別の主張をしていい、裁判所はそれを聽きながら判断する、といふことではないかと思います。他方、従来の行政法における違法判断基準論は、立法によって法状態が変化するか、それとも新たな事実が生じて事実状態が変化したか、その二つの場合について考

問題のはずです。今まで原発訴訟で、従来の基準時論の枠組みで議論をしていなかったが、そこはちょっと眉唾もので、最高裁は用心して基準時論の用語には乗らなかつたということではないかと思います。

小早川 実益はあるのではないか

阿部 「現在」というのは判決時と読むのです。

小早川 どちらかといえば判決時に近いのではないかと思います。

阿部 例えは、ここで「現在の科学技術」など調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり」とあって、調査審議当時の具体的審査基準を問題にしているのですね。

小早川 審理の対象はそうです。

阿部 知見が進んだら、いまの知見に照らして、当時の審査基準に不合理な点があるかどうかを問題にする趣旨かといふのですが、それだったら、何か文章を書くのが当然で、「日本坂トンネル事件」の国家賠償訴訟判決（東京地判平成二・三・一三判時一三三八号二二頁）では、トンネル設置時の技術水準ではなくて、現在の技術水準に照らして瑕疵を判断すると言っています。取消訴訟だって、もちろんそのように考えることはできるし、この話はもともとの知見では不合理な点があると思わなかつた。しかし、いまの知見では不合理な点があるということになつたとしたら、それは考え方次第で、も

1993.2.15 (No. 1017)

ジャーリスト

ともとは違法でなかつたとも言えるが、もともと客観的には違法だったともいえるのです。何とでも理屈は立つので、その問題はまだ決着が付いていませんが、当時かかわった人たちに、当時の人間として誤りがあったかという、国家賠償みたいな形であれば、違法・過失はないのですが、取消訴訟なら、当時の知見といまの知見とはとりあえず別として、いまから見てやつてはいけなかつたことは客観的には元から違法のはずだった、神様ならわかっていて、人間がいまわかるようになったということで、最初から違法だった、だから、これは判断基準時をはずらしたのではないのだ、という議論も十分成立します。

高橋 先ほどのお話をですが、福島の一審、二審は、明確に処分時だと言つているのです。他方、伊方の二審は「現在の科学的見地」だと言つております。したがつて、この点について、高裁の表現はくい違つていて、伊方の最高裁判決は、「現在の」という表現の方を採用しているのです。高裁段階での表現の違いを多少意識していないと、最高裁としてこういう言い方はできないのではないかと思ひます。

阿部 最高裁が意識して、「現在の」と述べたとするなら、処分時で判決した福島の判決には、違法のかどがあるというか、それとも結果に影響がないという

か、何かコメントがなければいけませんね。それをやつていないということは、私は考えていないのだと理解したのですが、當時かかわった人たちに、当時の人間として誤りがあったかといふことと、国家賠償みたいな形であれば、違法・過失はないのですが、取消訴訟なら、当時の知見といまの知見とはとりあえず別として、いまから見てやつてはいけなかつたことは客観的には元から違法のはずだった、神様ならわかっていて、人間がいまわかるようになったということで、最初から違法だった、だから、これは判断基準時をはずらしたのではないのだ、という議論も十分成立します。

小早川 阿部さんの言われたことと、私が先ほど言ったこととは同じではないか……。

交告 取消訴訟を判断した行為者の行為のレビューを見るか、実体全体のレビューと見るかという違いになつてくるのではないか。

淡路 通常の処分と違つて、処分後の知見で危険と出てきた場合、いったん取り消して、「もう一回審査してきなさい」と言うことはできるわけですから、従来の議論と同じ基準時の議論、どういうレベルで議論していたか、よく知りませんが、同じレベルの問題として考えなくてもいいのかかもしれません。これは読み方としては二通りあり得ると思うのです。いくら頑張つても、それ以上はわからなゐのですから。

小早川 阿部さんとしても、何を判断材料にしてやるかという材料の範囲は違つてくるわけでしょう。

阿部 当時の知見で判断するか、いまの知見で判断するかで材料がすっかり変わりますから、どちらかに決めているのなら、ここで出てくるはずで、新しい知識を使つてよろしいというのに、新しい知識を使ってはいけないという判決があ

つたとしたら、ここでひっくり返さなければいけないわけです。福島もそうでしょう。

淡路 ある程度ひっくり返したのではありますか。

阿部 薬の製造承認時には副作用がないと思われたものが、あとで副作用があることがわかつた場合、製造承認は職権で違法として取り消されるのか、それとももともとは適法だったが、今後許さないというように撤回になるのか、という議論があり得るわけです。いまの話は、これと非常に似ているのです。

小早川 問題を単純化するためには、事実認定の問題だと思えばいい。処分時

事実はこうか」ということで、阿部それだと判決時か処分時かといふ議論ではなくて、処分時説だが、処分時に不在だった神様が地上に降りてきたので、その地上へ降りた神様の発言を聞いて処分すべきだったという話ですね。

小早川 処分すべきだったというか、処分要件の認定が誤まりだったと……。

阿部 そのとおりで、行政の裁量をそんなに広く認めないような外観を呈していますが、伊方の二審をそつくり是認しているのです。伊方の二審のほうは、原子炉の安全性に本質的にかわる不合理があるが否かという限度で審理すると言つていますから、最高裁の判決は裁量という言葉こそ用いていませんが、結局は専門裁量を大幅に認める、という趣旨の判決だと理解します。あとは立証責任の問題で、この判決は立証責任は原告にあると

いう前提で、立証の必要が被告に移ると

裁量処分性と主張立証責任・立証の必要性

阿部 伊方の最高裁判決は合理性云々といって、行政の裁量をそんなに広く認めないよう外観を呈していますが、伊方の二審をそつくり是認しているのです。伊方の二審のほうは、原子炉の安全性に本質的にかわる不合理があるが否かという限度で審理すると言つていますから、最高裁の判決は裁量という言葉こそ用いていませんが、結局は専門裁量を大幅に認める、という趣旨の判決だと理解します。あとは立証責任の問題で、この判決は立証責任は原告にあると

高橋 判決が従来の裁量論と平仄を合

生に賛成です。もっとも、原子炉の安全性能については、多重防護という考え方があり、この議論と裁量論との区別が難しいと私は考えています。原発の建設運転においては、いろいろなミスの発生は避けられません。しかし、これらのミスが、いろいろな防護措置を食い破って、最終的に原子炉について災害が起きるかどうかの認定はかなり難しいのです。

したがって、裁判所が行政の判断に合理性があると認定した場合、それは果たして幅広い裁量を認めたことになるのかどうか。事実認定として、裁判所は、多重防護を食い破って、原子炉の災害が起きたような構造になつていいないと評価しているかもしれないで、裁判所が広いて裁量を認めただとうかは、私は読み方が難しいのではないかと思つていてます。

小早川 主張立証責任については、この判決がいかなる理由でこう言つているのか、私はよくわからないのです。「右処分が前記のような性質を有することに鑑みると、不合理性の主張立証責任は、本来原告が負うべきだ」という場合の「前記のような性質」というのは、どこを指しているのでしょうか。

本来なら、もう少し処分の性質をバラバラでいいと想つています。レーズしてほしかったと思つています。小早川 そこは高橋さんの理解はどうですか。

高橋 判決は、裁量の濫用取消とパラレルに捉えているのではないかと思つていています。されど以上にここからなにを読み取るかは難しいと思つていてます。ただ、先ほど交告さんがおっしゃった、「本来」という言い方が、私にはわからぬ言い方です。判決は、裁量に関する立証責任論とパラレルに捉えただうえで、あとは主張立証の必要性のところで、柔軟に処理している、というのが私の理解なのですが、それだと「本来」という言い方は、不必要である感じがします。この点、皆様に教えて頂きたいと思っております。

交告 私は先ほどもチラッとほのめかしたように、専門的な裁量ということと捉えていると読みました。

小早川 裁量処分は一般に原告側に裁量逸脱の主張立証責任があるということですね。そういう読み方もあると思いますが、私の理解はそうではなくて、先ほどの議論の蒸返しにならないようにならざつたのですが、裁判所の審査の仕方を限定したこととの関係でこう言つてるのでないか。裁判所がゼロから出発して事実認定をし、法規の当てはめをするのでなく、それを裁量というかはどちらかはともかくです。

もかくとして、行政庁の判断過程を追いかけて不合理性があるかどうかを見るといふ審査方法をとる。しかもその際に、行政庁の判断は本来不合理のはずだという前提に立たないとすれば、不合理性が出てこない限りは、それを誤まりと決めつけるわけにはいかない……。

淡路 よくわからないのは、原則をまず言つて、しかし本件のような安全審査が問題になっている場合には、まず被告行政庁側において主張立証しなさい、と言つています。この文脈からいと、どうもよくわからないのは、本来の民事訴訟法のいう主張立証責任のことを裁判所はここで言つているのだろうか、ということです。裁判所が言つているのは、まことにどちらが証拠を出すかということで、本来の意味での主張立証責任、とりわけ立証責任では、真偽不明の状態になること、どちらの不利益に判断するかということですが、そこまで含めて言つているのかどうか。本来はそこの議論のはずなのです、そこがよくわからないのであります。本件のような安全審査の資料は行政庁側にあるのだから、まず行政庁側からいろいろ資料を出して、「相當だ」ということを言ひなさい」ということを言つておるわけです。そのあとどうなるのかは、この判決だとどうもよくわからないのです。真偽不明の状態になつたらどうなるのかがわからないところです。

小早川 何が真偽不明になつたら、ですか？
淡路 例えば、審査基準について争いが起つていて、片方は「こういう審査をしました」と、「これは相当です」と行政庁側は言う。ところが他方原告側は、別の意見を持ってきて、「この審査基準のことは問題ではないか、これではとても放射能事故のときに防護ができるない」などという争いをした。それで真偽不明の状態になることもあるわけです。
小早川 白地で安全かどうかを議論するのではないのだろうということを申しましたが、したがって問題は、不合理であるかどうかが真偽不明ということと言えます。
……。
淡路 そうなると……。
小早川 そうなると、先ほどの繰返しですが、行政庁の判断は不合理と推定する、という推定が働くなら別ですが、そうでない限りは推定は逆に働くことになります、不合理と言えない以上は不合理とは言えない。
交告 原告側が不合理であることを立証しなければいけない。それは伊方の上告理由で言われていることですね。
阿部 先ほど小早川さんは、合理性を立証責任は別の問題で、合理的かどうかを審査するから、不合理だという立証責任は原告にあるという繋がりになると言わされたように聞こえたのですが、合理性と立証責任は別の問題で、合理的かどうかを

1993.2.15 (No. 1017)

ジャリスト

裁判所が審査する場合でも、合理的だということとの積極的な立証責任は被告行政庁にある、という立証責任制度もいくらでもとれるはずです。しかし、この判断は逆に、原告に「被告行政庁の判断に不合理な点があることを主張立証せよ」と言っていますから、反対になるのです。

小早川 この判决は、証拠を出せとは言っておらず、原告側の客観的証明責任のことを言っているわけです。しかし、勝負はそこではなくて、主張立証の必要性の次元で決まつてくる。もし行政庁側が自分の判断の合理性について何も説明しなければ、裁判所は合理的ではないのだろうという心証を得て、事が決まる、そういうことなのです。

阿部 実際上は、この場合にどちらが不合理だと説得しなければならないかが問題で、被告行政庁のほうは、被告行政庁の判断に不合理な点がないことを、相手の根拠、資料に基づき立証すればよい、という趣旨で、被告行政庁の主張が合理的だということを積極的に十分に立証しろと言わていなから、被告行政庁の立証の必要性はかなり甘いというのが上告理由の言い分なのです。繰り返しますが、この判断の立証責任の考え方では、被告行政庁の判断が不合理ではない、と被告行政庁は立証できたらどうか、要するに水掛論に持つていったら、

被告のほうの立証は成功する。その判断に不合理な点があるという推認は事実上なされない。そうすると、原告に立証責任があるという原則に戻るから、処分は適法になってしまふ。ところが、こんな事件は水掛論になりやすい。裁判官には、「専門家のやることはよくわかりませんね」ということになりやすいのだから、一体これでいいのだろうか。被告にかなり甘い立証責任ではないか、という感じがします。

逆に、これだけの重大な問題で、しかも被告側は専門家というのですから、専門家ならばこそ、素人より能力はあるはずだから、素人であるはずの原告側の人たちの主張よりも、より強い根拠を出して、より説得力のある立証をすべきではないか。被告行政庁は合理的だといふことを、専門家が原告の主張よりは説得力を持つて立証すべきだといった判断をするのが、より合理的ではないかという気がしてしています。

小早川 その点は、この判决も否定はしていないのではないか。つまり、原告側が行政側は相当の根拠、資料を出せと言つているわけです。それに対して原告側が、原告側が何も言わないとしても、行政側は相当の反論をしたら、行政側の立証の必要度はグッと上がつてくるのです。

小早川先生の論文（同「調査・処分・証明」）によると、ECCSに問題があるといふことぐらいは、原告のほうで特定しないか。しかし、専門家が原告の主張よりは説得力をもつて立証すべきだといった判断をするのが、より合理的ではないかという気がしていません。

淡路 この判决自体は四号違反でもよさそうに見えますがね。

阿部 どちらにしても、両当事者が徹底的に議論しているのですからね。

交告 四号違反ぐらいでよいのなら單に違法だというのとあまり変わりませんね。

小早川 この判断は、行政訴訟に特有の行政側の立証の必要というのを言つているようでもあります。その理由としては、資料が行政側にあるとわざわざ言っています。このこと自体は、民事訴訟での、御承知のような証明責任の分配についての考え方と共通するわけで

に何も言わなくてもいいのですか。違法を特定しなければいけないということは一体どうなるのか、ということは問題になりますね。全く争点が同じでありますか。

小早川 そこはいろいろな説があると思います。私はそれは主張責任とはまた別の取消訴訟特有の要件なのではないか、と前から考えていますが（小早川光郎「調査・処分・証明」雄川敬皇：行政法の諸問題・中巻（有斐閣、一九九〇年）二五二頁）、この場合は二四条一項四号違反くらいを言えばそれで足りるのではないかで

しょうか。

交告 四号違反ぐらいでいいですか。

小早川 先生の論文（同「調査・処分・証明」）だと、例えばECCSに問題があるといふことぐらいは、原告のほうで特定しないか。

小早川 しかし、実際にはそれをやらなければいけないことになるのではないかと思うのですが、そうではないのです。なぜか。

交告 しかし、実際にはそれをやらなければほとんど訴訟が進行しないかもしれませんね。訴訟は知識の偏在といふことで、被告のほうに整理してもらわないといふと、訴訟の進行がスムーズに行かないのかもしれませんね。

小早川 この判断は、行政訴訟に特有の行政側の立証の必要というのを言つているようでもあります。その理由としては、資料が行政側にあるとわざわざ言っています。このこと自体は、民

すね。高橋 伊方訴訟における議論も契機の一つとなつて、民事訴訟において、立証の必要性に関する議論が活発になつた、ということを聞いております。

専門技術的裁量と予測の問題

交告 ECCSの実証性の問題です

が、原告側はあの程度の実験、つまり部分実験とコンピューターのシミュレーションだけでは実証性を証明したことにはならない、という主張をしていて、被告側は部分実験と、コンピューターのシミュレーションで実証性は確認できた、と言っているわけです。この問題などを考えた場合、従来の裁量論との繋がりはよくわからなくなっています。先ほどの阿部先生のご説明は、一応そこそこの合理的な主張をしていれば、行政庁側の意見を裁判官が取り上げる、と理解できたのですが、そのことと、証明の問題とは、どのように繋がつてくるのですか。考え方としては、証明が成功したかどうかの問題にしかすぎないのでないか。つまり、専門技術的裁量というのですが、その実体は証明できたかどうかの問題でしかない、ということになりませんか。最初のECCSの問題だったら、阿部先生の解決ではどうなりますか。

つまり、原告側は、「もっとスケール

小早川 その辺は民事訴訟と行政訴訟の今後の交流をもっとちゃんとやって、お互いにどういう影響を与え合っているかを見ていかなければいけませんね。

アッピングした実験を十分やらなければいけない」と言うわけです。ところが、被告側は、「部分部分の実験とコンピューターのシミュレーションでも実証性を確認できている」と言います。その両方が専門家を立てて主張してくるわけです。すると、裁判官の心証の形成として、原告側が言つていて、もつと実験を繰り返さなければいけないと書いています。ここで裁判官が自信を持った試験をしなければいけない、と裁判官の心証が形成されたとしたら、それで原告側が勝訴することになつてくるのではないかという問題なのです。先ほど

の阿部先生の専門技術的裁量のお考えによると、被告側の意見もそこそこの合理性を持つているということであれば、裁判官は、心証形成の問題とは別に、被告側の意見を採用することになるかどうか、ということなのです。

阿部 専門技術的裁量の範囲はどこま

で、専門技術的裁量論とストレートに結び付くかどうかは問題で、どちらの立場をとっても説明はつくではありませんか。片方は裁量を逸脱したと言えばいいのだし、片方は審査基準に違反している、不合理だと言えればいいのだし、ストレートに行くのだろうかという感じはします。また実質的にいまのようないいのがいちばん難しいわけです。原発訴訟は、全編にわたつてそういう争いが続いているわけです。

交告 私はそこの所がよくわからないのですが、両方とも科学者を立てていて、片方は、コンピューターのシミュレーションと部分実験だけでは駄目だといふのは近代科学を知らない人だと言つており、片方は、もともと科学というのは実証的なもので、もつと縮尺モデルの実験を繰り返さなければいけないと書いています。そこで裁判官が自信を持つてどちらかに決断できるかどうかという問題なのです。阿部先生のように、被告

がそこそこの合理的なことを言つていて、その場合は被告側の意見を探るといふとすれば、問題なく解決できるわけですが、問題なく解決できないわけだとすれば、問題なく解決できるわけですね。これが本当に大規模施設の場合大きな問題になると思つています。ですから、完全な実験ができるないということですね。農薬の安全性の問題などでも、動物実験をするのです。農薬の安全性の問題などでも、動物の種類を変えたり与える薬の量を変えたりして、さらに入間用に安全係数を掛けるのです。ですから、ECCSでも、違った縮尺のモデルで、例えば五回なら五回実験をやつて、五回とも予定どおりに事態が変化していくたといふとすれば、実際のECCSでもうまく稼動するであろうと言えると思うのですが、部分実験とコンピューター・シミュレーションだけだったら……。

淡路 専門技術的裁量論をとらなくて

値するかどうか、それともそれでは専門家の裁量とは言えない、原告が言うようない、もっと本格的な調査をやらなければいけないと考えるかどうかの問題になつてきます。専門技術的裁量論とストレートに結び付くかどうかは問題で、どちらの立場をとっても説明はつくではありませんか。片方は裁量を逸脱したと言えばいいのだし、片方は審査基準に違反している、不合理だと言えればいいのだし、ストレートに行くのだろうかという感じはします。また実質的にいまのようないいのがいちばん難しいわけです。原発訴訟は、全編にわたつてそういう争いが続いているわけです。

交告 それは専門技術的裁量とはそう解ですが、裁判所は、被告の言つたことはそこそこの合理的だと考えて、原告が何を言おうと、被告の判断でよいという判断をしたわけです。

阿部 私の説というよりこの判例の理解ですが、裁判所は、被告の言つたことはそこそこの合理的だと考えて、原告が何を言おうと、被告の判断でよいという判断をしたわけです。

交告 そうですね。これが本当に大規模施設の場合大きな問題になると思つています。ですから、完全な実験ができるないということですね。農薬の安全性の問題などでも、動物実験をするのです。農薬の安全性の問題などでも、動物の種類を変えたり与える薬の量を変えたりして、さらに入間用に安全係数を掛けるのです。ですから、ECCSでも、違った縮尺のモデルで、例えば五回なら五回実験をやつて、五回とも予定どおりに事態が変化していくたといふとすれば、実際のECCSでもうまく稼動するであろうと言えると思うのですが、部分実験とコンピューター・シミュレーションだけだったら……。

1993.2.15 (No. 1017)

リスト

高橋 それは、判決が前に言っている予測の問題ともかかわってるのでないですか。つまり、どれだけの安全規制をしたときに、将来、どういう結果が出るのか、ということは、予測にかかる問題なのです。この点は、安全性について内閣総理大臣の合理的な判断に委ねられますことの、理由づけの一つになっています。

淡路 國際的なレベルで、あちこちの原発でそれを設置するときに、そういう審査は実験としてコンピューター・シミュレーション・レベルで終わっているのか、それとももう少し実証的な装置を使つてみるようなことまでやり始めているのかどうか。

交告 もうそれはかなり進歩しましたね。日本だと、ROSAという計画が四期まで進んで、成果が出ていますしね。

淡路 その辺りは基準時とも関係するわけですね。

交告 そうですね、ECCSの議論は、現在と伊方当時は、かなり状況は変わっていると思います。

小早川 一般論として、専門技術的裁量と昔から言われてきたのはすべて予測の問題だと見るのが一つの問題の立て方ですね。将来の事実の事実認定のために、神様にタイムマシンで来てもらえばいいわけですが、それをしないで、いかなる方法で将来の事実を認定す

るかというのが、いわゆる専門技術的裁量の問題だというのは、一つの捉え方だと思います。ですが、私は原子力法をよく知りませんが、いまの基準は人体に有害な放射線が出てはいけないという前提でできているのでしょうか?

交告 一定量と目安値ということでおりませんが、いまの基準は人体に有害な放射線が出てはいけないという前提でできているのでしょうか?

小早川 目安値以下なら、出ても人体に悪影響がないと言うのでしょうか?

阿部 原告側は放射線はどんな微量でも健康上、影響がある、と主張しています。

小早川 それでも、当局側はそうではないとの前提で言つているのだとして、それを踏まえて言いますと、四号の「災害の防止上支障がない」という要件は定性的に読んでしまって、そのうえでおよそ危険かどうかを判断すればいい、どういう事故が起きたときに、どういう放射線が出てくるか、それが予測の問題だということになるのでしょう。これに対し、仮に多少人体に影響があつてもいい、そのリスクを含めたうえで原子力発電をやつしていくべきだという立場に立つたら、ガラッと話は変わってくると思います。そうすると、どこまでの危険を将来の住民に受忍させるかというのは、それがもし許されるとすれば立派な裁量判断だと思いますが、現行法はそれは認めていません。その分だけ問題が単純な

ではないかという気がします。

交告 予測問題は、どれだけの根拠資料を集めめたか、というところがポイントであります。

小早川 予測の仕方が現在の常識からしていかにもいい加減だ、単に籠竹をジヤラジャラやつているのに等しい、ということであれば、それはそういう意味で違法なのです。

交告 いまのECCSの場合には、それでは片がつかないのではありませんか。被告のように、きちんと計算ができるればいいという考え方があるわけですが、それがいけないと言う度胸が裁判官にあるかどうかなのです。

阿部 被告側はもともと、ECCSは動くはずがない、動くことが必要になることはないのだと言つていたのに、実際に動くとか、原告側は、場合によっては三つとも止まつて動かないこともあります。かくいうことです。

交告 専門技術的裁量とは何かという問題もありますが、ECCSの問題は、被告側の科学者がどんなに説明しても、原告側の科学者は、科学観の問題として絶対に了承しませんよ。しかし、裁量ということで片付けければそれで片はつくのです。

高橋 ドイツなどでは、予測についての行政府の責任という観点を強調する議論があります。つまり、予測の最終的な責任を誰が持つのか。それは当然阿部先生がおっしゃいますように、どれだけちゃんと説明したか、ということが前提になりますが、そのうえで、一体誰が責任を持つのかという観点から決着をつける、という議論もあるわけです。

告がいろいろ言つているのもわかるかも

しないが、被告の言うとおりにしておこうとしたとすれば、これは一種の裁量

といふ言葉で説明できるのかなというこ

となのです。しかし、裁量と説明をしないで、原告が立証責任を果たせなかつたと言つても、それは結果としては同じかも

もしれないが、原告がどこまで立証するべきか、というときに、被告のほうに裁量があると、立証の必要性にも影響します

ね。私も専門的裁量とは何か、というの

は、確かによくわからないと書いたこと

もありますし、そこをしっかりと分析してくれば、それを助かることは確かなです

が、あると、立証の必要性にも影響します

ね。私も専門的裁量とは何か、というの

は、確かによくわからないと書いたこと

もありますし、そこをしっかりと分析してくれば、それを助かることは確かなです

が、あると、立証の必要性にも影響します

ね。私も専門的裁量とは何か、というの

は、確かによくわからないと書いたこと

もありますし、そこをしっかりと分析してくれば、それを助かることは確かなです

交告 そういうお話を聞けば、私のほうはよくわかります。

阿部 根本的には、被告側が「原発は絶対安全だ」と言っているのは基本的に間違いで、原告側が言うようなリスクもあるのだが、そのリスクをどう評価するかが問題なのです。この評価の仕方は、原告と被告との間に、もちろん大きな差があるので、被告側は、ある程度のリスクがある、しかし社会的に受容できるリスクの範囲に入るという形で議論を開拓するべきなのに、それをサポートしているから、議論が完全に水掛論で、どちらの言うことも、もともと聞こえるが、およそ妥協はできないという形になつていて、というのが私の理解です。

小早川 ただ、そこルビコンを渡つていいのでしょうか。

阿部 被告側が、「安全だ、安全だ」と言つていて、「ECCSが動くことは絶対にあり得ない、仮想事故だ」などといついたりしたのに、動いたりするのです。本当はそれで頭を丸めなければならないのですが、説明をクルクル変えたりしているのは基本的に間違っていると思います。

交告 いまの阿部先生のお考えは、先ほどほのめかされたECCSなどは動かなくともいいのだという意見があると思う、その説明との関連で、多重防護と、原子力等規制法一四条一項四号の「災害

の防止上支障がない」ということの意味と、どのように繋がっているか、という問題だと思いますが。

小早川 以上の一群の問題は、判決自身が必ずしも立場をはつきりさせていないとも見えるし、読む人のそれぞれの立場によって自分の立場に引き付けて読むというところもあるようですが、最初の問題に帰つていうと、この判決が、裁量を認めた判決というべきなのかどうかというレベルでも——話はもつと高いレベル

設置許可に係る審査範囲と訴訟の審理範囲

小早川 そこでこの判決については、さらに、設置許可の取消訴訟の審理の対象がどこまでか、週れば、設置許可段階での行政手による安全審査の範囲はどこまでかという論点があるわけですが、高橋さんに簡単に問題点の説明をお願いいたします。

高橋 簡単に確認いたします。両判決は、原子炉設置許可の段階では、原子炉の固有の安全性、しかも基本設計に審査対象が限定される、と述べております。そのうえで、判決は、廃棄物の最終処分方法、使用済核燃料の再処理輸送、温排水の熱による影響、廃炉、マン・マシン・インター・フェイス（人と機械との接続）の役割、すなわち、マン・マシーン・インターフェイスの問題がクローズアップされてきました。今回の福島判決は、

ルへ行きましたが——立場は分かれているようです。阿部さん、交告さんは、専門技術的裁量だと言つて、しかし、専門技術的裁量というのは何だろうと自問しておられます。他方で淡路さんや、私もそうですが、この判決を批評するには従来の裁量という言葉はおさらばしたほうが多いのではないか、という気が差し当たりはしますが、そこは問題として残さざるを得ないでしょう。

交告 ここにはECCSの問題は、基本設計の中に入つてしまつて、本設計の前提ですが、それから温排水の問題ではありませんね。

小早川 ECCSの問題は、ここに絡むのですか。

この問題は原子炉設置許可の審査事項に含まれない、と述べているようにも読みますので、この判断は、今後議論を呼ぶものと考えています。

交告 ここにはECCSの問題は、基本設計の中に入つてしまつて、あまり絡んでこないと思います。まず議論の前提ですが、廃炉の問題、廃棄物処理の問題が一つ、それから温排水の問題ですが、これは基本設計の問題ではありませんね。

高橋 そうです。

交告 これは司会者の権限を簒奪する発言かもしませんが、まずこの問題を議論するには、個々の具体的な論点を取り上げて、それがなぜ安全審査から最初から除外されるかを検討して、それをまとめる意味で、一般的に基本設計といふ概念が有効であるかどうかを議論しないと、生産的な議論にならないと思うのです。

取り上げるべき問題点としては、福島であれば応力腐食割れの問題、スリーマイルアランド原発事故やチャエルノブイル原発事故などを契機として、巨大システムを建造運転する人間の役割、すなわち、マン・マシーン・インターフェイスの問題がクローズアップされてきました。今回の福島判決は、全審査の対象から除外されるのかされないのか、どういう理由で除外されるの

1993. 2. 15 (No. 1017)

リスト

か、そして司法審査との関係はどうかと議論していつたら、話がうまく展開するのではないかと思います。

私は、基本設計という考え方には、戦略的な匂いがするといふか、将来に向けての布石のような気がして、少なくとも応力腐食割れの問題と蒸気発生器細管の減肉の問題では、基本設計という概念は使ふ必要がない、実際に伊方の一審の判決を読んでみますと、基本設計か詳細設計かという問題は表面化していないと思うのです。実際に蒸気発生器細管の減肉の問題に関しては、被告はものすごく詳細設計、詳細設計という言葉は出てきてはい

と、「本件原子炉において、使用される蒸気発生器の基本設計が、運転中、予想される熱的条件、力学的条件および科学的条件に対して、その健全性が損なわれることのないよう」に十分余裕があるものとなつていることが確認されており、後続の手続である工事計画の認可に際しての詳細設計で先の基本設計が担保された」と言つてはいるのです。しかし、本当は非常に詳細を極めていて、決して詳細設計のものだから排除するとは言つてはいないわけです。これは私の言葉ですが、総合的安全管理論を展開していくと理解しています。以前、高橋さんが、「どう

ここで話されていましたが、「安全をどこで見るかの割振り」という要素が強い」とおっしゃっていたように記憶しておりますが、まさにそれで、安全審査の段階でどこまでを見るか。そして、あとは工事計画の認可、運転段階とか、そういうところでどこまで見るかという問題になるわけです。だから、福島の場合でも、最高裁が「応力腐食割れ対策の細目」という、「細目」という言葉を入れてはいるのが大事で、それを言葉どおり解釈すれば、細目は詳細設計だが、根幹事項は基本設計だということになります。これは、そんなことは言わなくても、安全審査のところで、どこまで見るべきであったかという観点からいえばいいわけですから、基本設計、詳細設計という言葉を、そこに入れればわかりやすいということかもしませんが、入れる必要はないと思っています。

があります。詳細設計、たとえば蒸気発生器細管が耐えられるものかどうかは見て見るのでですか。工事認可ですか。

交告 耐えられるものかどうかという材質は、絶対安全審査で見てはいるはずですが。だから、これを詳細設計だと伊方では言つていらないはずなのです。ただ、あとのほうで水質の管理、運転員の注意などでも安全は図つているのだ、ということは言っています。だから、蒸気発生器細管の安全性は、総合的に図られるものだということは言つているわけです。

淡路 この判決だと、その点はどうな

のですが。

交告 蒸気発生器の問題は、最高裁で言つていません。

淡路 ということは、どちらに見ているのですか。基本設計の中で安全審査の対象になつているから、訴訟を行つても、それは司法審査の対象になる、と言つていいのですか。

交告 そのところは最高裁の判決では出でいません。なぜかといつたら、それは詳細設計か基本設計かというのは、この問題ではあまり表面化していないと思うのです。

淡路 出でいないところは、わざわざそれは除かれるということではないといふことでしょうかね。問題はそこから外へ出たものがどうなるかということです。

小早川 結局、原審では基本設計とい
う限定にこだわらないで審理しているわ
けですね。

交告 しています。

小早川 最高裁も、審理したのは間違
いだとは言つていいわけですね。

交告 そうです。だから表には出てい
ません。福島のほうは応力腐食割れの問
題ですが、これでも安全審査の段階でど
こまで審査するべきであつたかを、必ず
裁判所は審査しなければいけないので、
応力腐食割れ自体が、司法審査から排除
されるということにはならないのです。

小早川 質問ですが、その線引きは裁
判所がするのですか。

交告 結局は裁判所がやることになる
と思います。

小早川 そこには専門技術的な判断の
問題は入つてこないのですね。

高橋 ただ応力腐食割れの問題につい
て、福島の二審では、どの段階で何を審
査するのかは、ある程度行政庁の裁量だ
と言つていいわけです。基本設計の段階
で何を審査するのか、後行の処分における
審査に何を委ねるのかは、行政庁の專
門的な判断で決められる、と福島の二審
は考えていいのだろうと思ひます。た
だ、この判断を最高裁が認めているかど
うかは、わかりません。

阿部 被告は最初は基本設計論を主張
していなくて、むしろこの訴訟で原発の

詫を基本設計限定戦争に持ち込んだのですが、途中から戦略を変えたのです。一審で基本設計以外のことでもいろいろ書いているのはそういうことによるものではありません。つまり、一審で非常に詳しく判断したのは、もともと被告が詳しく述べてきただけで、そのことと関係はありませんか。

交告 私は、伊方のほうで基本設計(後に基本設計と変更)という概念を出してきたのは、むしろ廃炉のか、廃棄物処理、温排水の問題を扱う論理として持ってきていたのをかと思うのです。

高橋 この点は、私もいろいろとあります。結果として、基準概念は、実務上の取扱いを現するのか、という観点から作り上げたようです。つまり、実用の発電については、委員会の段階で審査するな事項とそれ以外の事項とを区分して実務がなされていました。それを裁判所のように説明するのかということ子炉設置許可の場合には基本設計とは詳細設計だという理論構成をうになつたと、私は聞いておりま

淡路 この判決の論理によると設計の問題だとされたら、二七条の方法の認可になるのですか。

論理だと、そこでもう一回
ことになってしまふわけです。
が、そのような論理であると
ます。
かし、実際はそこまで審査を
わけですね。基本設計の段階
らしいところでやつてある
がいろいろで、難しいとい
だから、行政の判断の枠組
の枠組みと、安全性を考え
行政活動とがあると思うので
詰みです。だから、安全審査
ある程度枠が出てきて、そ
て基準の適用はこうであつ
けの範囲内で見た結果、安全
う結論になります。ところ
外にも安全保証活動はたくさん
るわけです。

では問題でしょうね。応力腐食割れの問題でありますと、どういう材質で作るかと、いうのは絶対基本設計レベルとして見ると思うのです。ただ、あの水の管理をどうするかという問題は、原告から見たところは、根本的に応力腐食割れができないような対策を発見しない限り、安全とは言えないのだと言つてゐるのですが、被告のほうは予防保全という概念で破断の前にリーケありといつて、バサッと切れる前に少し漏れる。少し漏れる間に検知して炉を止めて修理をする、と言つてゐるわけです。

淡路　それは基本設計レベルですか、詳細設計レベルですか。

交告　水質を管理するかどうかという問題は、まだ審査のレベルで見なくていいと考えられているのではないでしょうか。材質は見ているから、そこそこ保つわけです。

淡路　決め方の問題もありますね、つまり、そこまで審査しなければ駄目だと言つてしまえば、基本設計も詳細設計も分けられなくて、最初の規制法の許可のときまでに、ちゃんとそういう審査をしなければならなくなる。

交告　私は実際に見て、いると思います。ただ、見いても、予防保全の考え方で対処できる、大きな事故になる前に防げる、私はこの前提があると思います。ところが、その前提がこの間の美延

原発の事故で崩れたというのが、伊方の上告理由の論理です。

高橋 見ているというのは根拠があつて、国会決議で、原子力安全委員会は重要な問題については、詳細設計のようたる問題までちゃんと調査、監視しなさいということになっています。この決議に基づいて審査しているというのが、被告の説明だと思います。

小早川 詳細設計でおかしい所がある、という理由で電気事業者の原子炉設置許可申請を拒否できるのでしょうか。

高橋 その点は、つめて考えておりません。

小早川 この判決は、それはできないということを言いたいのでしょうね。現行制度はそういう段階構造になつていて、詳細設計で対処ができるような段階で考えればいいことがらを理由にして、原発そのものの建設をストップしてはいけないと。

淡路 いけないことが前提なのですとか。

小早川 そうではありませんか。裁判所の審理の範囲と言わずに、許可段階の審査の範囲と言つて、いるわけですからね。

高橋 その辺をこれまでの裁判所は、原子炉設置許可を受ければ、次の段階に進むことができる法的な資格を与えられる、という説明をしています。

淡路 それは工事方法の認可になるのですか。電気事業法で行くのですか。

高橋 根本的には搖がさないというふうに思っています。

どううと思ひますが、また、資料もそれほど具体的ではないかもしけないが、し

か、さっぱり理解ができません。

高橋 原子炉等規制法七三条で電気事業法に乗り換えることになります。

淡路工事方法の認可の段階で、例え

ば周辺の人に影響を与えるということを、やはり一般的な理論が適用されて、

原告適格が与えられて、こういう方法の

認可、こういう工事法では駄目だ、といふことが言えるはずにならないとおかしい。

いのではありませんか。

私はそう言ふると考へていま
す。

淡路 言えるのなら、しかも現実にも

前の所で審査しているのならそこで基
本設計、詳細設計と分けるのではなく、

そこまでやりなさいといつてもいいと田畠さん
が言いましたが、小早川さんのように言うのなら……。

小早川 これは私の解釈ではなく、判決はそうなのではないか、ということです。

淡路 そういう読み方でいえばそうですが、そのようには読めないのではない
かという気がするのです。

交告 二四条一項四号の災害の防止上
支障がない、というのを、どう理解するか
というのと絡んできませんか。つまり、
蒸気発生器細管に穴が開くぐらいだつたら、
災害の防止上支障があるというこし
にならないという考え方です。

とだと思います。

交告 もちろん、そこを出発点にして、そこを大事にしておかなければいけないので、放射能を漏らさないという観点から見たら、蒸気発生器細管のちよつとした故障ぐらいだったら、故障があるとは言えないということです。

高橋 それはあとで見なさい、あとで見ればいいことだということですね。

交告 蒸気発生器細管の材質を見て、そこそこ動く、まず蒸気発生器細管らしきものの構造ができるとして、ある程度運転ができるということをいいわけです。

小早川 詳細設計あるいは工事方法の段階で目茶苦茶なことをやれば、いかに基本設計が安全でも事故は起きるわけですが、この判断はそれは分けると言つているのではないかと思うのです。

淡路 分けるといつても、完全に横からピシャッと分けてしまふか、詳細設計のうちの一部は、基本設計の中で審査され、さらに詳細設計を行つたときに、基本設計で審査が要らなくなる部分もありますが、基本設計で判断されても、さらに具体的に今度は審査されてくる部分が出てきて、それを詳細設計のところで、もう一回審査するという形でやることはできると思うのです。つまり、基本設計でやれるレベルの資料は、詳細設計レベルよりもっと抽象的、概括的はある

阿部 考え方として、許可事由で判断すべきことと、そのあとに工事の施工の段階で判断すべきことと、ある程度分かれること一般状況はわかるのですが、いまの話の通り、原子力安全委員会が、許可処分の司法審査で対処しないといけないと思います。そうでないとすれば、何のために原子力安全委員会が審査するのか、それを争いたいのなら工事の施工まで待ちなさいということになぜなるの

どう具体的ではないかもしねれないが、しかし、やれないと完全に割り切つてしまふかどうかは、また全然別個の判断だと思います。それをいま完全に割つてしまつているわけで、基本設計レベルでは要求しないと言つてはいるわけです。そこは問題ではないかという感じがするのです。

小早川 私自身はよくわかりません。交告さんが先ほど言われたように、基本設計と、詳細設計および工事の方法といふ、この二つを最初からカテゴリーに分けたうえで議論をしていますが、そうできない制度の立て方もあり得る、単に設置許可取消訴訟の土俵でいろいろ議論しますようというだけではなくて、段階的許可の仕組み自体として、もつと審査事項をダブらせるやり方はあり得るだらうと思ひます。

か、さっぱり理解できません。それから、何が基本設計か詳細設計かということについて、福島原発控訴審は、被告の裁量だと言っていますが、これについて裁量とはいえ、ものの考え方として、どこまでは絶対に基本設計として許可の段階で判断してもらわなければいけないかに関して、ある程度までは法律問題として裁判所も判断してほしいと思うのですが、それがどこにも出てこないので、非常にわかりにくいのです。

蒸気発生器細管に小さな穴が開くかもしれない。その審査は基本設計段階でやるのか、あとでやるのかという問題は「災害防止上支障がある」という要件との関係で、一つの法解釈の問題で、最後の最後まで行けば、この事故を防止できるというのなら、それで災害が防止できるのだと考えるのか、それとも原発のようなものは、最後の最後で安全を守るとすると、そこでまたミスつたらどうなる、という問題があるので、とにかく先手必勝でできるだけ早い段階でやれるだけやりなさい、という発想でいけば、原子炉設置の許可のときに蒸気発生器細管に小さな穴（ピンホール）が開くことが起きないようにする対策があるかどうかを審査できるのなら、それをあとまわしするのは違法な審査のやり方だと解釈すべきだと思うのです。

る。しかし別な方法で事故に至ることは防げるというのなら、それも基本設計レベルの問題として見られるのではないかということなのです。

交告 そうです。私はむしろそういう考え方です。どの時点でどこまで見るかは、裁判所はどちらにしろ審査しなければいけないので、詳細設計だから排除する論理は必要ないということです。

小早川 ただ、法律上は二四条一項四号の規定しかないわけですから、四号の意味での安全性があるかないかの判断に際して、どこまで見るかという問題です。

交告 そうすると、行政の判断枠組みを中心としたレビューが、あるいは実体のレビューになるかという問題と絡んでくると思うのです。新潟の柏崎刈羽の七号機は人工岩盤を使うのです。原子力安全委員会は、コンクリートを固めたのが、普通の岩盤と同じぐらいの強度があるかどうかは見ているのです。それが実際に柏崎刈羽の地盤として耐えられるかどうかが、まだ確実ではないから、工事計画の認可のところで確かめてくれと言っているのです。もちろん柏崎刈羽の現場を実際支えられるかどうかの審査は裁判所でやれることになるのでしょうかね。

淡路

二四条の重要な要件ではないですか。例えば、地震対策がどうだなどといつた審査はしているわけでしょう。そ

れと同じですよね。

交告 ただ、安全審査の枠組みでは、コンクリートを固めたものが、普通の岩盤と同じぐらいの強度があるかどうかと

いうところを見ただけなのです。

淡路 先ほど小早川さんが言われた、行政的に分けているから裁判所が審査をするときにも分けるということがおかしいのではないか。むしろ二四条の一項四号しかないのだから。審査を基本設計と詳細設計に二分するというのではなくて、基本設計レベルで見られる安全性は、そこで判断をするとすればいいので

小早川 それから、伊方のほうの判決では、スリーマイル原発事故との関係について簡単に触れられている箇所がありますが、この点については……。

交告 福島のほうではマン・マシン・インターフェイスのほうを詳細設計事項として捉えて、だから、スリーマイル島事件のあとにマン・マシン・インターフェイスの重要性が強調され始めたのですが、それは詳細設計事項であるから参考には値しない、という論理になつていて理解しているのですが、そこは果たしてそれでいいのかどうか。という

高橋 福島の場合、一審はさておくとして、二審になると、被告側は、基本設計の段階でもマン・マシン・インターフェイスの問題について、基本的な事項は審査していると言い出しました。二審

あつて、そこはちょっと行政の手続に引

つ張られていることになりませんか。

小早川 私はグラグラしていますが、四号についてのこの判決のような解釈もあり得るだろうとは思っています。

なお、いまの論点については、基本設計に分けているから裁判所が審査をするときにも分けるということがおかしいのではないか。むしろ二四条の一項四号しかないのである。審査を基本設計と詳細設計に二分するというのではなくて、基本設計レベルで見られる安全性は、そこで判断をするとすればいいので

では両方一緒に扱われているが、かなり問題は違うような気もします。そこは問題を指摘するにとどめたいと思います。

交告 失礼しました、私が先ほど言いましたのは、東海第二の事件です。

高橋 ただ、その関係で、「廃棄物の最終処分の方法、使用済燃料の再処理及び輸送の方法、廃炉、マン・マシン・インターフェイス、SCC (Stress Corrosion Cracking : 応力腐食割れ) の防止対策の細目等にかかる事項は、原子炉設置許可の段階における安全審査の対象にはならない」という最高裁の言い方は、多少ミスリーディングだったのではない

かと思います。つまり、「対策の細目」はSCCについて言つていて、判決文を見るかぎりは、マン・マシン・インターフェイスはそのものが除外される、といふ言ひ方をしているように読めるので

す。そうであるとすると、これは被告のほうもびっくりする議論ではないかと思

います。もし、最高裁が、マン・マシン・インターフェイスは丸ごと基本設計

の裁判所も、チエルノブイル原発事故後

に点検したところ、我が国のマン・マシ

ーン・インターフェイスの問題は、基本的に入れていた、との被告の主張を重視しています。ということは、マン・マ

シン・インターフェイスの問題は、ある程度は基本設計にもかかわっている、という理解は形成されつつあったよう

思ひます。シーン・インターフェイスの問題は、ある程度は基本設計にもかかわっている、という理解は形成されつつあったよう

思ひます。

交告 失礼しました、私が先ほど言いましたのは、東海第二の事件です。

高橋 ただ、その関係で、「廃棄物の最終処分の方法、使用済燃料の再処理及び輸送の方法、廃炉、マン・マシン・インターフェイス、SCC (Stress Cor-

rosion Cracking : 応力腐食割れ) の防止対策の細目等にかかる事項は、原子炉設置許可の段階における安全審査の対象にはならない」という最高裁の言い方は、多少ミスリーディングだったのではない

かと思います。つまり、「対策の細目」はSCCについて言つていて、判決文を見ると、「対策の細目等にかかる事項は、原子炉設置許可の段階における安全審査の対象にはならない」という最高裁の言い方は、多少ミスリーディングだったのではない

1993.2.15 (No. 1017)

シユリスト

まうことになります。最高裁の真意がそこにないとすれば、少なくとも判決の書き方はミスリーディングなのではないかと思うのです。

交告 しかし、マン・マシーン・インター

フェイスは、規範内容としては、非常に曖昧模糊としているから、行政庁をどのぐらい縛るかといふと、あまり縛りませんね。ある程度見ていいれば見ていることになりますよね。

高橋 関連して申し上げれば、マン・マシーン・インター・フェイスの問題は、段階的な規制では縛りにくい概念で、これはむしろ民事訴訟の方でトータルに争つたほうがいいというが、私のかねてからの考え方なのです。

交告 ただ、理論的な問題としては、

安全審査の基準に盛り込まれている事項でも、詳細設計事項として、司法審査のときに排除され、審査されないと、いうのがあるかどうかを知りたいのです。

高橋 その点は、よくわかりません。

もつとも、審査の密度という問題もありますして、ある事項については、設置許可の段階では基本的資料にのみ基づいて審査し、詳細な審査は後の処分に委ねる、という実務はされていると聞いています。

小早川 ただ安全審査においてはこれらの事項はその対象とすると言つていまさから、対象でない事項を理由にして、

電気事業者の申請を拒否したらいけないのだろうか、というのがこの判決を読んだ感想なのです。

高橋 私は、その点をあまりつめて考

えていなかったのですが、判決の論旨を

つきつめるとそういう結論になるようにも思います。

交告 そうなると、理論的にかなり重

要な問題ですね。

おわりに

小早川 この種の座談会のしきたりとして、最後に、多少大所高所に立つたものの見方などを言つていただくことにします。原発訴訟の歴史も随分長くなりますが、特に淡路さんは最初から密接にかかわっておられますので、その点のご感想などがありましたら……。

淡路

その後はあまりやつておりますが、人が、私はこの判決を読んで思うのは、最初に議論した点、ないし省略した点にかかると思いますが、結局事故が起これば、いちばん犠牲になる人たちが他律的に決められるという手続です。これは専門家の判断に任せ、その立地に関しても一切そういう人たちの意見の反映の場がなく、意見を聞くのも参加させるのも資料を公開させるのも、全くそんなものは立法政策の問題だ、という割切り方

がいいのかどうかが問題です。ただ、もちろん司法審査としては、だから憲法違反というところまで言えるかどうかがい

て、不適当な立法であると思いません。また、原子炉本体もあまりに推進してしまったので、将来危険性大とわかつたときでも、停電との選択でなかなか撤退できないという困難に陥ることも十分予想されます。原発への依存率を下げるべきであり、まして諸外国が撤退している現状では、司法審査はもう少し積極的であつていいのではないか、もう少し懐疑的に見ていいのではないか。もちろん判決には前向きの部分もありますが、全体としてのトーンは、もっと進めほしいというのが印象です。

阿部 まず段階的安全確保方法というのは、いわゆるトイレットなきマンショーンと言わわれている問題です。これは立法者たちは走りながら考えるということなので、走りながら考えられなかつた場合、どうなるのか。そのときは既成事実

の積重ねで、選択肢が限られてしまつて、放射性廃棄物の処理の方法もなく（旧ソ連＝ロシアは放射性廃棄物を日本海に違法投棄しているが、処理の方法がないので、走りながら考えるシステムの場合をどうすればいいか、非常に難しくなる

一月一日）まずいとわかつても、後戻りをどうすればいいか、非常に難しくなる

当分続けるようである。朝日新聞一九九三年

三月一日）ますいとわかつても、後戻り

をどうすればいいか、非常に難しくなる

つきつめるとそういう結論になるようにも思います。

（旧ソ連＝ロシアは放射性廃棄物を日本海に

違法投棄しているが、処理の方法がないので、走りながら考えるシステムの場合

は、あまり速く走るべきではなく、なるべく後戻りが可能な範囲で走っているかどうか、常に見ていくべきであると思いま

す。それにしても原発の作り方は少し

早すぎます。これが違憲かどうかは別にして、不適当な立法であると思いません。

また、原子炉本体もあまりに推進してしまったので、将来危険性大とわかつた

ときでも、停電との選択でなかなか撤退

できないという困難に陥ることも十分

予想されます。原発への依存率を下げる

べきであり、まして諸外国が撤退してい

る高増殖炉を推進しているのはいかが

欲しいのです。この場合もそれに近いのではないかと思います。

審査のあり方については、裁判官には三年間ぐらい原発審理を専門にさせる。地裁で担当裁判官を直前に変更したなど

というとんでもないことをやりました

が、本来は他の事件は免除して、三年間ぐらい集中して勉強させるといったことをすれば、もっと勉強でき、きちんととした判断ができるし、そのときに数学が出てきたり物理学が出てきたりして、わからないことも結構多いと思うのですが、

裁判官のそばに、判事補待遇ぐらいで、物理学の博士ぐらいを地裁調査官に任命して、一行一行準備書面の意味を教えてもらいうようにすれば、裁判官はよくわかつて、しっかりと議論ができるし、少なくとも原告に対し、それなりの返事ができ、判決が下せるはずです。裁判所は大変なことはわかりますが、もう少し疑問に答える判決をするように、制度も運用も変えてほしいと思います。

交告 この最高裁判決を評価することになりますと、専門技術的裁量が認められた判決かどうかという、根本原理的考察をする必要が出てくることはわかりますが、もう少し科学技術の進歩と司法審査とか、大規模施設と司法審査といったやる仕事は、もう少し各論点を具体的に取り上げて、どういう方策があるかを

考察しなければいけないと思っています。

私の考え方だと、大規模施設というの

は、施設 자체は科学技術が進歩するにしたがって、だんだん標準化されてきて、

あとのほうになるほど地盤とか耐震設計とか立地の問題が大事になってくると思

います。そういうことを考えますと、たとえば伊達のバイライン事件（札幌高

判平成二一・八・九判時一三六〇号三四四頁）で、本案にならなかつたのであまり注目されませんでしたが、「活断層は存在しない」

という資料を行政側が出さなければいけないのか、あるいは「活断層が存在す

る」という資料が出てきていないから、

活断層が存在しないと言つていいのかと

いうことを、果たしてどのように考えるかという所まで掘り下げて、我々が提言するような論文を書かないといけないと

考えていました。

高橋 本日は、段階的安全規制の問題

がかなり議論されました。これに関連し

て、原発については、詳細設計や運転管

理を含めて総合的に安全を確保すること

が、非常に重要な課題であるということ

が、第一の感想です。

第二に、伊方訴訟が提起されて、かな

りの年月が経ちました。歳月の経過の中

で安全性に関する争点もかなり変わつ

たようになります。したがって、最近

新たに問題となってきた事項について、

裁判所がどのような判断を示すのかは、残された課題であると考えます。例えば老朽化の問題とか、様々な問題が提起されていますので、今後の最高裁の判断を見守っていきたいと思います。

最後は、最近訴訟も提起された核燃料サイクルの問題についてです。わが国

は、商業用原発については外国のあと

を追う形で実用化してきたわけですが、

一つの間に核燃料サイクルについて

は、世界のトップを走る状況になってしまっています。したがって、科学裁判、未来

裁判というとでは、こちらの問題も重

要になってくると思いますが、本日は、

問題の存在だけを指摘させていただきま

す。

小早川 皆さんのご意見に付け加える

ようなことはあまりありませんが、淡路さんのが潜在的被害者の手続的な保護が重

要だと言わされました。その点をオミット

した司会者としての言い逃れをするわけではありませんが、これは、解釈論で憲

法から何らかの手続を遵り出していく、

それでやらなければ駄目だ、それでやれ

ば住民参加の意義があるのだ、というふ

うにはなかなか難しいと思います。ですか、これは立法できませんとやらなければいけないと思います。手続に限らず、

原子力法全般について、技術の進歩、エネルギー需給関係の変化等、いろいろな

状況の変化があるにもかかわらず、法律

の改正は最小限にしかなされない。阿部さんのおっしゃるように、原子力利用のほうはどんどん走っていく、ということがある。ですから、それも含めて立法できちんと原子力利用の現在をつかましておく必要があるのだろう。今日取り上げた論点でいいますと、審査基準などは、この判断では法的に無であるような、しかし重要であるような、妙な位置付けになっていますが、重要なものであればやはり立法できちゃんと、専門審査会の組織なりも含めて規律することを考えるべきではないか、それが法律による行政ではないかという感じもします。

それでは、限られた時間の中で、議論が白熱したところもあり、同時に、皆さん仰言り足りない所もたくさんあるよう見受けられますが、今日はこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

小早川 皆さんのご意見に付け加える

ようなことはあまりありませんが、淡路さんのが潜在的被害者の手續的な保護が重

要だと言わされました。その点をオミット

した司会者としての言い逃れをするわけではありませんが、これは、解釈論で憲

法から何らかの手続を遵り出していく、

それでやらなければ駄目だ、それでやれ

ば住民参加の意義があるのだ、というふ

うにはなかなか難しいと思います。ですか、これは立法できませんとやらなければいけないと思います。手続に限らず、

原子力法全般について、技術の進歩、エ

1993.2.15 (No. 1017)

リスト

原子力施設反対訴訟一覽

*は現在係争中のものを示す。

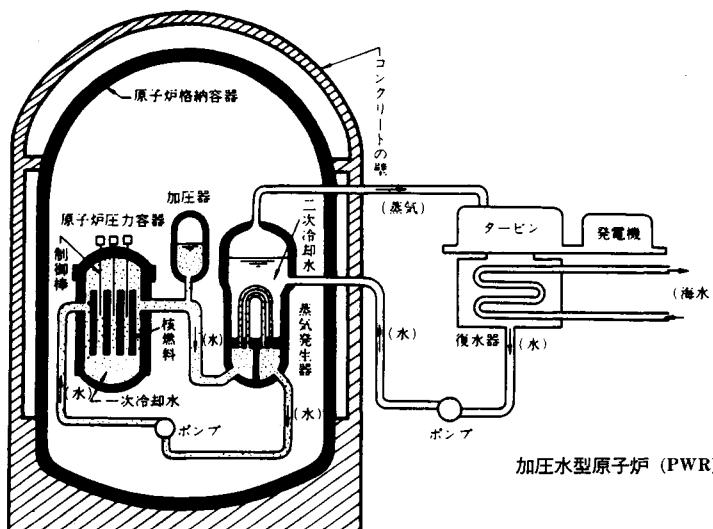
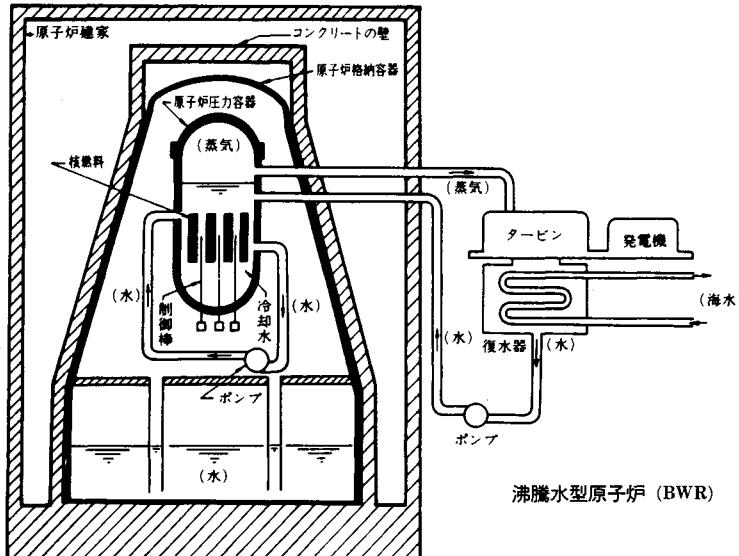
原子力施設	提訴	一審	二審	最高裁
実用発電用原子炉(原子炉等規制法三十三条一項二号)				
(1) 設置(変更)許可取消訴訟				
①伊方1号炉	昭和四八年八月	松山地裁昭和五三年四月二十五日(請求棄却) (判時八九一号三八頁)	高松高判昭和五九年一二月四日(控訴棄却) (判時一三六号三三頁)	
*②東海第二	昭和四八年一〇月	水戸地判昭和六〇年六月二十五日(請求棄却) (判時一六四号三頁)	係争中(東京高裁)	
③福島第一1号炉	昭和五〇年一月	福島地裁昭和五九年七月三日(請求棄却) (判時一二四号三四頁)	仙台高判平成二年三月二〇日(控訴棄却) (判時一三四四五号三三頁)	最判平成四年一〇月二九日(上告棄却、確定)
*④伊方2号炉	昭和五三年六月	係争中(松山地裁)		判例集未登載
*⑤柏崎刈羽1号炉	昭和五五年七月(第一次)	係争中(新潟地裁)		
⑥川内1号炉	昭和五五年四月	訴取下げ(鹿児島地裁昭和五六年一〇月二二日)		
(2) 民事差止訴訟(建設(及び/ないし)運転の差止)		係争中(仙台地裁)(1号炉のみ。後に原告は2号炉についても請求を追加したが、裁判所は判断を示していない)		
*①女川1号炉(建設、後に運転)	昭和五六六年一二月	係争中(金沢地裁)		
*②志賀(建設)	昭和六三年一二月(第一次)	係争中(札幌地裁)		
*③泊1・2号炉(建設操業)	昭和六三年八月	係争中(大阪地裁)		
*④高浜2号炉(運転)	平成三年一〇月			
研究開発段階の原子炉(原子炉等規制法三十三条一項四号)				
(1) 設置変更許可取消訴訟				
①むつ(原子力船)	平成元年二月	訴取下げ(青森地裁平成四年三月二十五日)		
(2) 設置許可無効確認訴訟				
*①もんじゅ(高速増殖炉)(建設運転)	昭和六〇年九月	福井地裁昭和六一年一二月二十五日(請求却下) (判時二六四号三一頁)	名古屋高金沢支判平成元年七月十九日(控訴棄却) (判時二三三二号三三頁)	最判平成四年九月二二日(上告棄却) (福井地裁に継続審理)
(3) 民事差止訴訟				
*①もんじゅ(高速増殖炉)(建設運転)	昭和六〇年九月	係争中(福井地裁)(この項の②参照)		
(1) 加工事業許可取消訴訟				
*①六ヶ所ウラン濃縮工場(予備的に取消請求)	平成元年七月	係争中(青森地裁)		
廃棄物埋設事業(原子炉等規制法五一条ノ二第一項二号)				
(1) 事業許可取消訴訟				
*①六ヶ所低レベル廃棄物埋設施設(原子炉等規制法五一条ノ二第一項二号)	平成三年一月	係争中(青森地裁)		
*①六ヶ所低レベル廃棄物埋設施設				

「その他の関連訴訟一覧(主要なもの)」

	提訴	一審	二審	最高裁
(1) 建築審査会裁決取消訴訟				
① 大宮研究用原子炉	昭和四三年一二月	浦和地判昭和四四年一月二七日(請求認容) (判時五七九号二四頁)	東京高判昭和四七年九月二七日(控訴棄訴、確定) (判時六八〇号一九頁)	
② 東海核燃料再処理工場	昭和四六年八月	水戸地判昭和四七年八月三日(請求却下) (判時六八〇号三七頁)	東京高判昭和四八年九月二十四日(控訴棄訴、確定) (判時七一八号四七頁)	
(2) 核燃料物質使用許可無効確認訴訟(原子炉等規制法五一条一項参照)				
① 日向ウラン濃縮施設 (予備的に取消請求)	昭和五七年六月	訴取下げ(宮崎地裁平成四年三月一六日)		
(3) 原子炉撤去請求訴訟				
① 大宮研究用原子炉	昭和四四年六月	訴取下げ(浦和地裁昭和四九年七月一七日)(係争中に原子炉の廃止・解体(この項の①①参照))		
(4) 損害賠償請求訴訟				
① 風評被害(周辺水産会社)	昭和五八年一二月	福井地判昭和六一年一月一九日(請求棄却) (判例集未登載)	名古屋高金次支判平成元年五月一七日(控訴棄却、確定) (判時一三三二号九九頁)	
② 放射線被曝(労働者)	昭和四九年四月	大阪地判昭和五年二月三〇日(請求棄却) (判時一〇三二号八七八頁)	大阪高判昭和六一年一月二〇日(控訴棄却) (判例集未登載)	
*③慰謝料請求(株主)	平成二年八月	高松地判平成四年三月一六日(請求棄却) (判時一四三六号一〇二頁)	最高判平成三年二月一七日(上告棄却、確定) (判例集未登載)	
(5) 株主総会決議取消訴訟(商法二四七条一項号等)	昭和五九年九月	福岡地判平成三年五月一四日(請求却下または請求棄却、確定) (判時一三九号一二六頁)	係争中(高松高裁)(株主総会の運営方法に関するもの)	
② 株主総会決議取消訴訟	平成二年九月	東京地判平成四年一二月二四日(請求棄却、確定) (判例集未登載)		
*③ 株主総会決議取消訴訟	平成二年九月	係争中(名古屋地裁)		
*④ 株主総会決議取消訴訟等	平成二年九月	係争中(札幌地裁)		
*⑤ 株主総会決議取消訴訟等	平成二年九月	係争中(仙台地裁)		
(6) 株主による差止請求訴訟(商法二七二条)	平成三年四月	係争中(東京地裁)(参照、東京地決平成二年一二月二七日判時一三七七号三〇頁)		
*① 福島第一3号炉 (運転継続の差止)	平成三年四月			
(7) 入会権利による設置禁止等請求	昭和五二年一〇月	新潟地判平成二年七月一八日(請求却下または請求棄却、確定) (判時一四二九号四六頁)		
① 柏崎刈羽	昭和六年六月	金沢地判平成三年三月二二日(請求却下または請求棄却、確定)(同条一項四号前段)		
(8) 住民訴訟(地方自治法二四一条の二)				
① 発電所海洋調査にかかる損害賠償請求等				

◎ 本表の作成にあたり、科学技術省原子力安全局
原子力試験室、通産省資源エネルギー庁原子力発電課
対策室、各電力会社の広報課、文書担当の部局等、多数の方々にご協力を賜った。ここに、皆様に対してお礼を申し上げておきたい。

<沸騰水型原子炉 (BWR) と加圧水型原子炉 (PWR) の発電の仕組み>



(本図は、行集35巻7号1215頁掲載のものを使用した。)

で、システムを動かす人間の役割（ヒューマン・ファクター）を正しく位置づけることが必要であると考えられるようになつてきた。機械と人間との接点の問題Ⅱ（マン・マシン・インターフェイスの問題）が、重要視されるようになつてきたのである。

ただし、右の問題がクローズ・アップ

されたのは近時のことであつたため、伊方原発・福島第二原発の原子炉設置許可における安全審査の際には、この問題に関連する事項に審査の重点はおかれていた。そこで、伊方訴訟と福島訴訟では、そのような安全審査は適法であったのかどうかが、原告と被告の間で論争となつた。

美浜原発事故 美浜原発事故とは、一九九一年二月、美浜原発二号炉（加圧水型原子炉）で発生した蒸気発生器細管破損事故の通称である。右事故では、蒸気発生器の振止め金具（後述）の挿入方法が不完全であつたため、蒸気発生器細管は、振動による金属疲労を起こして破断した、と考えられている。右破断に

伴い、原子炉停止の操作が開始され、原子炉は自動停止し、非常用炉心冷卻系が実際によく作動することとなつた。振止め金具……加圧水型原子炉においては、蒸気発生器細管の振動を防止するため、蒸気発生器の細管群に振止め金具が挿入されている。

◎ 本解説の執筆に際し、通商産業省資源エネルギー庁公益事業部原子力発電課編『原子力発電便覧'93年版』（電力新報社、一九九二年）、原子力安全委員会編『平成三年版原子力安全白書』（大蔵省印刷局、一九九二年）等の記述に依拠した部分の多いことを、お断りしておく。